

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし／毎月決算型)
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)

【愛称】毎月倶楽部

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書
(目論見書)
2008年8月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

リそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)
リそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)

【愛称】 **毎月倶楽部**

追加型株式投資信託 / バランス型

投資信託説明書(目論見書)訂正事項分

2009 . 02

1. 「リそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」および「リそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年8月7日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月8日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年2月5日に関東財務局長に提出しております。
2. 「リそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」および「リそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)

【愛称】 **毎月倶楽部**

追加型株式投資信託 / バランス型

投資信託説明書 (交付目論見書) 訂正事項分

2 0 0 9 . 0 2

- ファンドは、マザーファンドを通じて主にGNMA(ジニーメイ)パススルー証券に投資しますので、金利変動リスク、信用リスク、GNMA(ジニーメイ)パススルー証券の期限前償還リスク、為替変動リスク等の要因により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ニューヨーク証券取引所の休業日または米国債券市場協会が定める休業日(一般に米国の銀行休業日に相当)の場合は、ご購入の申込みおよびご換金の申込みの受付を行ないませんのでご留意下さい。

- 1 . 「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」および「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年8月7日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月8日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年2月5日に関東財務局長に提出しております。
- 2 . この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
- 3 . 投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
- 4 . 「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」および「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

・投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成21年2月5日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」の投資信託説明書（交付目論見書）2008年8月（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第一部 証券情報

(2) 内国投資信託受益証券の形態等（原交付目論見書1ページ）

記載内容が下線部の通り訂正されます。

（略）

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

（訂正前）

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（訂正後）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針（原交付目論見書9ページ）

マザーファンドの投資方針

（訂正前）

ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、マザーファンドの外貨建資産について、リーマン・ブラザーズ GNMA インデックス¹をベンチマーク²として運用を行います。
1 リーマン・ブラザーズ GNMA インデックスは、ジニーメイ債を投資対象とする運用の代表的なベンチマークで、リーマン・ブラザーズが算出しております。

（訂正後）

ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、マザーファンドの外貨建資産について、パークレイズ・キャピタル GNMA MBS インデックス¹をベンチマーク²として運用を行います。

1 パークレイズ・キャピタル GNMA MBS インデックスは、ジニーメイ債を投資対象とする運用の代表的なベンチマークで、パークレイズ・キャピタル社が算出しております。

4 手数料等および税金

(5) 課税上の取扱い(原交付目論見書25ページ)

記載内容が下線部の通り訂正されます。

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

<平成20年12月31日まで> (削除)
(以下略)

5 運用状況(原交付目論見書27~32ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

(1) 投資状況

平成20年12月30日現在

りそな・米国政府機関証券ファンド(ヘッジなし/毎月決算型)

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券	日本	6,717,609,210	97.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	145,478,155	2.12
合計(純資産総額)	-	6,863,087,365	100.00

りそな・米国政府機関証券ファンド(ヘッジあり/毎月決算型)

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券	日本	1,529,993,984	81.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	353,315,746	18.76
合計(純資産総額)	-	1,883,309,730	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 外貨建資産については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(参考)りそな・米国政府機関証券マザーファンド

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	米国	97,210,083	1.18
特殊債券	米国	8,038,567,020	97.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	112,026,141	1.36
合計(純資産総額)	-	8,247,803,244	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 外貨建資産については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

平成20年12月30日現在

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	りそな・米国政府機関証券マザーファンド	6,774,515,138	0.9920	6,720,319,017	0.9916	6,717,609,210	97.88

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・米国政府機関 証券マザーファンド	1,542,954,805	0.9920	1,530,611,166	0.9916	1,529,993,984	81.24

* 全 1 銘柄

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし / 毎月決算型）

該当事項はありません。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）

平成 20 年 12 月 30 日現在

< 為替予約取引 >

種別	所在地	数量 (米ドル)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替(売予約)	日本	16,700,000.00	1,542,420,700	1,518,588,000	80.63
合計		16,700,000.00	1,542,420,700	1,518,588,000	80.63

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)りそな・米国政府機関証券マザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 12 月 30 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	額面 (US\$)	帳簿価額		時価評価額		利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3569	7,042,560.71	100.08	7,048,194.75	103.25781	7,271,993.95	5.5	2034年6月20日	8.03
2	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3556	6,956,749.64	100.08	6,962,315.03	103.25781	7,183,387.32	5.5	2034年5月20日	7.93
3	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3625	6,070,039.91	101.44	6,157,448.48	103.23829	6,266,605.40	6.0	2034年10月20日	6.92
4	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3637	4,858,302.69	100.02	4,859,274.35	103.19531	5,013,540.52	5.5	2034年11月20日	5.53
5	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604622	3,524,935.03	98.14	3,459,371.23	103.08203	3,633,574.58	5.0	2033年9月15日	4.01
6	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 621721	3,401,860.52	101.66	3,458,331.40	103.41016	3,517,869.40	6.0	2033年11月15日	3.88
7	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3583	3,043,502.25	100.02	3,044,110.95	103.25781	3,142,653.77	5.5	2034年7月20日	3.47
8	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3652	2,896,782.99	100.02	2,897,362.34	103.19531	2,989,344.18	5.5	2034年12月20日	3.30
9	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 616593	2,409,137.85	101.53	2,445,997.65	103.33204	2,489,411.28	6.0	2034年8月15日	2.75
10	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 631131	2,401,749.35	101.53	2,438,496.11	103.41016	2,483,652.84	6.0	2034年8月15日	2.74
11	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 616552	2,217,309.47	102.18	2,265,646.81	104.20313	2,310,505.86	6.5	2034年8月20日	2.55
12	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3502	2,163,565.95	102.30	2,213,327.96	104.20313	2,254,503.43	6.5	2034年1月20日	2.49
13	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3414	2,124,849.37	97.54	2,072,578.07	102.73828	2,183,033.69	5.0	2033年7月20日	2.41
14	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3891	2,048,053.62	102.05	2,090,038.71	103.98438	2,129,655.85	6.5	2036年8月20日	2.35
15	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604650	1,915,979.15	98.14	1,880,341.93	103.08203	1,975,030.20	5.0	2033年9月15日	2.18
16	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604639	1,889,608.20	98.14	1,854,461.48	103.08203	1,947,846.49	5.0	2033年9月15日	2.15
17	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3501	1,872,989.82	101.57	1,902,395.76	103.31641	1,935,105.84	6.0	2034年1月20日	2.14
18	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 553233	1,805,492.52	101.82	1,838,352.48	103.47266	1,868,191.13	6.0	2033年5月15日	2.06
19	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 781778	1,791,182.62	97.59	1,748,015.11	103.08203	1,846,387.40	5.0	2033年11月15日	2.04
20	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3610	1,746,570.42	100.02	1,746,919.73	103.19531	1,802,378.75	5.5	2034年9月20日	1.99
21	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3653	1,652,324.43	101.44	1,676,117.90	103.23829	1,705,831.48	6.0	2034年12月20日	1.88
22	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 622644	1,622,662.47	101.66	1,649,598.66	103.41016	1,677,997.85	6.0	2033年11月15日	1.85
23	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 635334	1,602,159.45	101.53	1,626,672.48	103.33204	1,655,544.04	6.0	2035年1月15日	1.83
24	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 608279	1,356,263.06	98.14	1,331,036.56	103.08203	1,398,063.49	5.0	2033年9月15日	1.54
25	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3515	1,332,440.82	100.08	1,333,506.77	103.25781	1,375,849.21	5.5	2034年2月20日	1.52
26	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 595646	1,282,945.6	100.39	1,287,949.08	103.50781	1,327,948.89	5.5	2033年6月15日	1.47
27	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 605690	1,263,755.88	100.21	1,266,409.76	103.38281	1,306,506.34	5.5	2034年9月15日	1.44
28	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3402	1,173,071.37	97.55	1,144,331.12	102.73828	1,205,193.34	5.0	2033年6月20日	1.33
29	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 617611	1,018,007.53	101.41	1,032,361.43	103.28516	1,051,450.70	6.0	2037年7月15日	1.16
30	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 781569	960,001.28	103.59	994,465.32	104.46094	1,002,826.36	7.0	2032年10月15日	1.11

* 上位 30 銘柄

* 投資比率はファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

* 帳簿価額、時価評価額については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種別投資比率

平成 20 年 12 月 30 日現在

地域	種類	投資比率 (%)
米国	国債証券	1.18
	特殊債券	97.46
合計		98.64

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし / 毎月決算型）

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成15年11月5日）	19,997	20,074	9,054	9,089
第2特定期間末（平成16年5月6日）	28,836	28,952	8,742	8,777
第3特定期間末（平成16年11月5日）	31,699	31,828	8,625	8,660
第4特定期間末（平成17年5月6日）	39,873	40,039	8,387	8,422
第5特定期間末（平成17年11月7日）	36,894	37,035	9,180	9,215
第6特定期間末（平成18年5月7日）	22,695	22,788	8,528	8,563
第7特定期間末（平成18年11月6日）	19,065	19,139	9,079	9,114
第8特定期間末（平成19年5月7日）	13,899	13,952	9,247	9,457
第9特定期間末（平成19年11月5日）	10,561	10,603	8,847	9,057
第10特定期間末（平成20年5月7日）	8,973	9,012	8,169	8,379
第11特定期間末（平成20年11月5日）	7,394	7,428	7,611	7,821
平成19年12月末日	10,157	-	8,808	-
平成20年1月末日	9,514	-	8,369	-
2月末日	9,245	-	8,219	-
3月末日	8,746	-	7,884	-
4月末日	8,926	-	8,121	-
5月末日	8,811	-	8,159	-
6月末日	8,708	-	8,176	-
7月末日	8,568	-	8,263	-
8月末日	8,510	-	8,410	-
9月末日	7,937	-	8,036	-
10月末日	7,212	-	7,422	-
11月末日	7,197	-	7,447	-
12月末日	6,863	-	7,165	-

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり / 毎月決算型）

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成15年11月5日）	4,279	4,288	9,840	9,860
第2特定期間末（平成16年5月6日）	10,928	10,950	9,635	9,655
第3特定期間末（平成16年11月5日）	10,212	10,233	9,772	9,792
第4特定期間末（平成17年5月6日）	9,413	9,432	9,625	9,645
第5特定期間末（平成17年11月7日）	8,005	8,022	9,300	9,320
第6特定期間末（平成18年5月8日）	5,175	5,187	9,008	9,028
第7特定期間末（平成18年11月6日）	4,128	4,138	8,970	9,215
第8特定期間末（平成19年5月7日）	3,288	3,295	8,851	8,971
第9特定期間末（平成19年11月5日）	2,570	2,576	8,709	8,829
第10特定期間末（平成20年5月7日）	2,190	2,195	8,689	8,809
第11特定期間末（平成20年11月5日）	1,881	1,885	8,513	8,633
平成19年12月末日	2,422	-	8,672	-
平成20年1月末日	2,398	-	8,773	-
2月末日	2,261	-	8,738	-
3月末日	2,240	-	8,746	-
4月末日	2,198	-	8,687	-
5月末日	2,118	-	8,605	-
6月末日	2,081	-	8,572	-
7月末日	2,038	-	8,534	-
8月末日	2,034	-	8,589	-
9月末日	1,981	-	8,697	-
10月末日	1,861	-	8,422	-
11月末日	1,901	-	8,657	-
12月末日	1,883	-	8,710	-

分配の推移

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし / 毎月決算型）

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	105
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	210
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	210
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	210
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	210
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	210
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	210
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	210
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	210
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	210
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	210

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり / 毎月決算型）

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	60
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	120
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	120
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	120
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	120
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	120
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	120
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	120
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	120
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	120
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	120

収益率の推移

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし / 毎月決算型）

計算期間	収益率（％）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	8.4
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	1.1
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	1.1
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	0.3
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	12.0
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	4.8
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	8.9
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	4.2
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	2.1
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	5.3
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	4.3

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり / 毎月決算型）

計算期間	収益率（％）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	1.0
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	0.9
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	2.7
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	0.3
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	2.1
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	1.9
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	0.9
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	0.0
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	0.3
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	1.2
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	0.6

（注）収益率の算出方法：特定期間末の基準価額（当該特定期間における1万口当たり分配金の合計額を含む。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

第2 財務ハイライト情報（原交付目論見書39～45ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期（平成20年5月8日から平成20年11月5日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成20年5月8日から平成20年11月5日まで）については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）及び当期（平成20年5月8日から平成20年11月5日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし / 毎月決算型）

1 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 （平成20年 5月 7日現在）	当期 （平成20年11月 5日現在）
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		179,280,769	328,624,446
親投資信託受益証券		8,848,856,133	7,109,324,263
未収利息		1,964	1,800
流動資産合計		9,028,138,866	7,437,950,509
資産合計		9,028,138,866	7,437,950,509
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		38,446,600	34,005,412
未払解約金		6,179,099	1,322,747
未払受託者報酬		384,028	319,744
未払委託者報酬		9,216,686	7,673,872
その他未払費用		38,395	31,965
流動負債合計		54,264,808	43,353,740
負債合計		54,264,808	43,353,740
純資産の部			
元本等			
元本		10,984,743,066	9,715,832,280
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,010,869,008	2,321,235,511
（分配準備積立金）		374,762,496	302,054,746
元本等合計		8,973,874,058	7,394,596,769
純資産合計		8,973,874,058	7,394,596,769
負債純資産合計		9,028,138,866	7,437,950,509

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		352,057	341,752
有価証券売買等損益		487,342,559	275,431,870
営業収益合計		486,990,502	275,090,118
営業費用			
受託者報酬		2,513,003	2,197,511
委託者報酬		60,312,052	52,740,169
その他費用		251,242	219,691
営業費用合計		63,076,297	55,157,371
営業損失()		550,066,799	330,247,489
経常損失()		550,066,799	330,247,489
当期純損失()		550,066,799	330,247,489
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		6,987,294	2,940,219
期首剰余金又は期首欠損金()		1,376,308,671	2,010,869,008
剰余金増加額又は欠損金減少額		155,260,798	236,849,639
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		155,260,798	236,849,639
剰余金減少額又は欠損金増加額		9,140,258	5,084,606
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		9,140,258	5,084,606
分配金		237,601,372	214,824,266
期末剰余金又は期末欠損金()		2,010,869,008	2,321,235,511

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	前期	当期
		自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日
1.運用資産の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他		当ファンドの特定期間は当期末が休日 のため、平成19年11月6日から平成20年5月 7日までとなっております。	当ファンドの特定期間は前期末が休日 のため、平成20年5月8日から平成20年11月 5日までとなっております。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）

1 貸借対照表

（単位：円）

科目	期別	前期 （平成20年 5月 7日現在）	当期 （平成20年11月 5日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		88,666,287	180,743,364
親投資信託受益証券		2,095,728,780	1,617,633,817
派生商品評価勘定		24,002,700	89,694,400
未収利息		971	990
流動資産合計		2,208,398,738	1,888,072,571
資産合計		2,208,398,738	1,888,072,571
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,615,500	-
未払収益分配金		5,042,331	4,419,406
未払解約金		8,798,431	506,123
未払受託者報酬		95,690	82,069
未払委託者報酬		2,296,624	1,969,660
その他未払費用		9,562	8,195
流動負債合計		17,858,138	6,985,453
負債合計		17,858,138	6,985,453
純資産の部			
元本等			
元本		2,521,165,711	2,209,703,320
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		330,625,111	328,616,202
（分配準備積立金）		183,117,590	171,788,746
元本等合計		2,190,540,600	1,881,087,118
純資産合計		2,190,540,600	1,881,087,118
負債純資産合計		2,208,398,738	1,888,072,571

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別		前 期		当 期	
	自	至	自	至	自	至
	平成19年11月 6日	平成20年 5月 7日	平成20年 5月 8日	平成20年11月 5日		
	金 額		金 額		金 額	
営業収益						
受取利息		286,221		306,503		
有価証券売買等損益		107,536,175		64,794,963		
為替差損益		150,838,000		65,289,380		
営業収益合計		43,588,046		800,920		
営業費用						
受託者報酬		627,595		533,610		
委託者報酬		15,062,252		12,806,621		
その他費用		62,698		53,300		
営業費用合計		15,752,545		13,393,531		
営業利益又は営業損失()		27,835,501		12,592,611		
経常利益又は経常損失()		27,835,501		12,592,611		
当期純利益又は当期純損失()		27,835,501		12,592,611		
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額()		1,453,596		225,159		
期首剰余金又は期首欠損金()		381,190,179		330,625,111		
剰余金増加額又は欠損金減少額		54,503,219		43,815,392		
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		54,503,219		43,815,392		
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,002,819		826,998		
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		1,002,819		826,998		
分配金		32,224,429		28,161,715		
期末剰余金又は期末欠損金()		330,625,111		328,616,202		

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別		前 期		当 期	
	自	至	自	至	自	至
	平成19年11月 6日	平成20年 5月 7日	平成20年 5月 8日	平成20年11月 5日		
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。		(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) 外国為替予約取引 同左			
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。		有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左			
3. その他	当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成19年11月6日から平成20年5月7日までとなっております。		当ファンドの特定期間は前期末が休日のため、平成20年5月8日から平成20年11月5日までとなっております。			

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)

【愛称】**毎月倶楽部**

追加型株式投資信託 / バランス型

投資信託説明書 (請求目論見書) 訂正事項分

2009 . 02

- 当ファンドは、マザーファンドを通じて主にGNMA(ジニーメイ)パススルー証券に投資しますので、金利変動リスク、信用リスク、GNMA(ジニーメイ)パススルー証券の期限前償還リスク、為替変動リスク等の要因により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ニューヨーク証券取引所の休業日または米国債券市場協会が定める休業日(一般に米国の銀行休業日に相当)の場合は、ご購入の申込みおよびご換金の申込みの受付を行ないませんのでご留意下さい。

1. 「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」および「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年8月7日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月8日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成21年2月5日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)」および「りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

・投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成21年2月5日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）」の投資信託説明書（請求目論見書）2008年8月（以下「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書10～37ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期（平成20年5月8日から平成20年11月5日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号により改正されておりますが、前期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成20年5月8日から平成20年11月5日まで）については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）及び当期（平成20年5月8日から平成20年11月5日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成20年7月4日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守 理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成19年11月6日から平成20年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成20年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水守理智



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成20年5月8日から平成20年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成20年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし / 毎月決算型）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 （平成20年 5月 7日現在）	当期 （平成20年11月 5日現在）
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		179,280,769	328,624,446
親投資信託受益証券		8,848,856,133	7,109,324,263
未収利息		1,964	1,800
流動資産合計		9,028,138,866	7,437,950,509
資産合計		9,028,138,866	7,437,950,509
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		38,446,600	34,005,412
未払解約金		6,179,099	1,322,747
未払受託者報酬		384,028	319,744
未払委託者報酬		9,216,686	7,673,872
その他未払費用		38,395	31,965
流動負債合計		54,264,808	43,353,740
負債合計		54,264,808	43,353,740
純資産の部			
元本等			
元本		10,984,743,066	9,715,832,280
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,010,869,008	2,321,235,511
（分配準備積立金）		374,762,496	302,054,746
元本等合計		8,973,874,058	7,394,596,769
純資産合計		8,973,874,058	7,394,596,769
負債純資産合計		9,028,138,866	7,437,950,509

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	
	前期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	当期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日
営業収益		
受取利息	352,057	341,752
有価証券売買等損益	487,342,559	275,431,870
営業収益合計	486,990,502	275,090,118
営業費用		
受託者報酬	2,513,003	2,197,511
委託者報酬	60,312,052	52,740,169
その他費用	251,242	219,691
営業費用合計	63,076,297	55,157,371
営業損失()	550,066,799	330,247,489
経常損失()	550,066,799	330,247,489
当期純損失()	550,066,799	330,247,489
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	6,987,294	2,940,219
期首剰余金又は期首欠損金()	1,376,308,671	2,010,869,008
剰余金増加額又は欠損金減少額	155,260,798	236,849,639
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	155,260,798	236,849,639
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,140,258	5,084,606
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,140,258	5,084,606
分配金	237,601,372	214,824,266
期末剰余金又は期末欠損金()	2,010,869,008	2,321,235,511

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	
	前期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	当期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成19年11月6日から平成20年5月7日までとなっております。	当ファンドの特定期間は前期末が休日のため、平成20年5月8日から平成20年11月5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成20年 5月 7日現在)	当期 (平成20年11月 5日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 10,984,743,066口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 9,715,832,280口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,010,869,008円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,321,235,511円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8169円 (10,000口当たり純資産額 8,169円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7611円 (10,000口当たり純資産額 7,611円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	当期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日																																																																																																																								
<p>分配金の計算過程 (自 平成19年11月 6日 至 平成19年12月 5日) 当該期末における分配対象金額 474,526,669円 (1万口当たり404円) のうち、41,058,007円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">35,252,192 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">3,442,241 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">435,832,236 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E=A + B + C + D</td> <td style="text-align: right;">474,526,669 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">11,730,859,287 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G=E / F × 10,000</td> <td style="text-align: right;">404 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I = F × H / 10,000</td> <td style="text-align: right;">41,058,007 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(自 平成19年12月 6日 至 平成20年 1月 7日) 当該期末における分配対象金額 463,432,300円 (1万口当たり402円) のうち、40,336,099円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">37,563,127 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">3,669,472 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">422,199,701 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E = A + B + C + D</td> <td style="text-align: right;">463,432,300 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">11,524,599,915 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G = E / F × 10,000</td> <td style="text-align: right;">402 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I = F × H / 10,000</td> <td style="text-align: right;">40,336,099 円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目			費用控除後の配当等収益額	A	35,252,192 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	3,442,241 円	分配準備積立金額	D	435,832,236 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A + B + C + D	474,526,669 円	当ファンドの期末残存口数	F	11,730,859,287 口	1万口当たり収益分配対象額	G=E / F × 10,000	404 円	1万口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	41,058,007 円	項 目			費用控除後の配当等収益額	A	37,563,127 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	3,669,472 円	分配準備積立金額	D	422,199,701 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	463,432,300 円	当ファンドの期末残存口数	F	11,524,599,915 口	1万口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	402 円	1万口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	40,336,099 円	<p>分配金の計算過程 (自 平成20年 5月 8日 至 平成20年 6月 5日) 当該期末における分配対象金額 401,197,406円 (1万口当たり372円) のうち、37,693,867円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">28,936,027 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">4,994,641 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">367,266,738 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E = A + B + C + D</td> <td style="text-align: right;">401,197,406 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">10,769,676,419 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G = E / F × 10,000</td> <td style="text-align: right;">372 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I = F × H / 10,000</td> <td style="text-align: right;">37,693,867 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(自 平成20年 6月 6日 至 平成20年 7月 7日) 当該期末における分配対象金額 394,721,832円 (1万口当たり371円) のうち、37,145,426円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">36,493,831 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">5,088,129 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">353,139,872 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E = A + B + C + D</td> <td style="text-align: right;">394,721,832 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">10,612,979,062 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G = E / F × 10,000</td> <td style="text-align: right;">371 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I = F × H / 10,000</td> <td style="text-align: right;">37,145,426 円</td> </tr> </tbody> </table>	項 目			費用控除後の配当等収益額	A	28,936,027 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	4,994,641 円	分配準備積立金額	D	367,266,738 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	401,197,406 円	当ファンドの期末残存口数	F	10,769,676,419 口	1万口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	372 円	1万口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	37,693,867 円	項 目			費用控除後の配当等収益額	A	36,493,831 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	5,088,129 円	分配準備積立金額	D	353,139,872 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	394,721,832 円	当ファンドの期末残存口数	F	10,612,979,062 口	1万口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	371 円	1万口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	37,145,426 円
項 目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	35,252,192 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	3,442,241 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	435,832,236 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A + B + C + D	474,526,669 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	11,730,859,287 口																																																																																																																							
1万口当たり収益分配対象額	G=E / F × 10,000	404 円																																																																																																																							
1万口当たり分配金額	H	35 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	41,058,007 円																																																																																																																							
項 目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	37,563,127 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	3,669,472 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	422,199,701 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	463,432,300 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	11,524,599,915 口																																																																																																																							
1万口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	402 円																																																																																																																							
1万口当たり分配金額	H	35 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	40,336,099 円																																																																																																																							
項 目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	28,936,027 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	4,994,641 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	367,266,738 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	401,197,406 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	10,769,676,419 口																																																																																																																							
1万口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	372 円																																																																																																																							
1万口当たり分配金額	H	35 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	37,693,867 円																																																																																																																							
項 目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	36,493,831 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	5,088,129 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	353,139,872 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	394,721,832 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	10,612,979,062 口																																																																																																																							
1万口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	371 円																																																																																																																							
1万口当たり分配金額	H	35 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	37,145,426 円																																																																																																																							

(自 平成20年 1月 8日 至 平成20年 2月 5日)

当該期末における分配対象金額 445,913,498円 (1万口当たり393円)のうち、39,676,376円 (1万口当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,702,574 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	4,075,638 円
分配準備積立金額	D	412,135,286 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	445,913,498 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,336,107,594 口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	393 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	39,676,376 円

(自 平成20年 2月 6日 至 平成20年 3月 5日)

当該期末における分配対象金額 434,596,946円 (1万口当たり386円)のうち、39,326,807円 (1万口当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,925,605 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	4,224,318 円
分配準備積立金額	D	398,447,023 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	434,596,946 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,236,230,840 口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	386 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	39,326,807 円

(自 平成20年 7月 8日 至 平成20年 8月 5日)

当該期末における分配対象金額 382,311,548円 (1万口当たり370円)のうち、36,146,153円 (1万口当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,340,588 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	5,118,783 円
分配準備積立金額	D	342,852,177 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	382,311,548 円
当ファンドの期末残存口数	F	10,327,472,380 口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	370 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	36,146,153 円

(自 平成20年 8月 6日 至 平成20年 9月 5日)

当該期末における分配対象金額 369,943,010円 (1万口当たり366円)のうち、35,325,094円 (1万口当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,627,569 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	5,163,801 円
分配準備積立金額	D	333,151,640 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	369,943,010 円
当ファンドの期末残存口数	F	10,092,884,045 口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	366 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	35,325,094 円

(自 平成20年 3月 6日 至 平成20年 4月 7日)

当該期末における分配対象金額 421,168,593円(1万口当たり380円)のうち、38,757,483円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,571,650 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	4,780,978 円
分配準備積立金額	D	384,815,965 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	421,168,593 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,073,566,785 口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	380 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	38,757,483 円

(自 平成20年 4月 8日 至 平成20年 5月 7日)

当該期末における分配対象金額 418,128,598円(1万口当たり380円)のうち、38,446,600円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	38,772,247 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	4,919,502 円
分配準備積立金額	D	374,436,849 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	418,128,598 円
当ファンドの期末残存口数	F	10,984,743,066 口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	380 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	38,446,600 円

(自 平成20年 9月 6日 至 平成20年10月 6日)

当該期末における分配対象金額 355,893,576円(1万口当たり360円)のうち、34,508,314円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,999,767 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	5,198,258 円
分配準備積立金額	D	321,695,551 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	355,893,576 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,859,518,286 口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	360 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	34,508,314 円

(自 平成20年10月 7日 至 平成20年11月 5日)

当該期末における分配対象金額 341,335,052円(1万口当たり351円)のうち、34,005,412円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,621,067 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	5,274,894 円
分配準備積立金額	D	311,439,091 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	341,335,052 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,715,832,280 口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	351 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	34,005,412 円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自平成19年11月6日 至平成20年5月7日)
該当事項はありません。

当期(自平成20年5月8日 至平成20年11月5日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期(自平成19年11月6日 至平成20年5月7日)
該当事項はありません。

当期(自平成20年5月8日 至平成20年11月5日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 自平成19年11月6日 至平成20年5月7日		当期 自平成20年5月8日 至平成20年11月5日	
期首元本額	11,938,117,967円	期首元本額	10,984,743,066円
期中追加設定元本額	53,975,360円	期中追加設定元本額	27,517,459円
期中一部解約元本額	1,007,350,261円	期中一部解約元本額	1,296,428,245円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自平成19年11月6日 至平成20年5月7日		当期 自平成20年5月8日 至平成20年11月5日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,848,856,133	196,587,090	7,109,324,263	356,686,815
合 計	8,848,856,133	196,587,090	7,109,324,263	356,686,815

3. デリバティブ取引関係

前期(自平成19年11月6日 至平成20年5月7日)
該当事項はありません。

当期(自平成20年5月8日 至平成20年11月5日)
該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年11月5日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	りそな・米国政府機関証券マザーファンド	6,781,118,145	7,109,324,263	
小 計	銘柄数: 1		7,109,324,263	
	組入時価比率: 96.1%		100%	
合 計			7,109,324,263	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年7月4日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守 理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成19年11月6日から平成20年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成20年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成20年5月8日から平成20年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成20年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前 期 （平成20年 5月 7日現在）	当 期 （平成20年11月 5日現在）
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		88,666,287	180,743,364
親投資信託受益証券		2,095,728,780	1,617,633,817
派生商品評価勘定		24,002,700	89,694,400
未収利息		971	990
流動資産合計		2,208,398,738	1,888,072,571
資産合計		2,208,398,738	1,888,072,571
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,615,500	-
未払収益分配金		5,042,331	4,419,406
未払解約金		8,798,431	506,123
未払受託者報酬		95,690	82,069
未払委託者報酬		2,296,624	1,969,660
その他未払費用		9,562	8,195
流動負債合計		17,858,138	6,985,453
負債合計		17,858,138	6,985,453
純資産の部			
元本等			
元本		2,521,165,711	2,209,703,320
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		330,625,111	328,616,202
（分配準備積立金）		183,117,590	171,788,746
元本等合計		2,190,540,600	1,881,087,118
純資産合計		2,190,540,600	1,881,087,118
負債純資産合計		2,208,398,738	1,888,072,571

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		286,221	306,503
有価証券売買等損益		107,536,175	64,794,963
為替差損益		150,838,000	65,289,380
営業収益合計		43,588,046	800,920
営業費用			
受託者報酬		627,595	533,610
委託者報酬		15,062,252	12,806,621
その他費用		62,698	53,300
営業費用合計		15,752,545	13,393,531
営業利益又は営業損失()		27,835,501	12,592,611
経常利益又は経常損失()		27,835,501	12,592,611
当期純利益又は当期純損失()		27,835,501	12,592,611
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		1,453,596	225,159
期首剰余金又は期首欠損金()		381,190,179	330,625,111
剰余金増加額又は欠損金減少額		54,503,219	43,815,392
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		54,503,219	43,815,392
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,002,819	826,998
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,002,819	826,998
分配金		32,224,429	28,161,715
期末剰余金又は期末欠損金()		330,625,111	328,616,202

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	前期	当期
		自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)外国為替予約取引 同左
2. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
3. その他		当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成19年11月6日から平成20年5月7日までとなっております。	当ファンドの特定期間は前期末が休日のため、平成20年5月8日から平成20年11月5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成20年 5月 7日現在)		当期 (平成20年11月 5日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	2,521,165,711口	1. 特定期間の末日における受益権の総数	2,209,703,320口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	330,625,111円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	328,616,202円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8689円	1口当たり純資産額	0.8513円
(10,000口当たり純資産額	8,689円)	(10,000口当たり純資産額	8,513円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日			当期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日																																																										
分配金の計算過程 (自 平成19年11月 6日 至 平成19年12月 5日) 当該期末における分配対象金額 246,637,420円 (1万口当たり844円) のうち、5,844,289円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。			分配金の計算過程 (自 平成20年 5月 8日 至 平成20年 6月 5日) 当該期末における分配対象金額 219,808,872円 (1万口当たり894円) のうち、4,912,170円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>9,425,236 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>41,367,431 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>195,844,753 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E = A + B + C + D$</td> <td>246,637,420 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,922,144,959 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>$G = E / F \times 10,000$</td> <td>844 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I = F \times H / 10,000$</td> <td>5,844,289 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,425,236 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	41,367,431 円	分配準備積立金額	D	195,844,753 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	246,637,420 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,922,144,959 口	1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	844 円	1万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,844,289 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,213,769 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>35,275,120 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>178,319,983 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E = A + B + C + D$</td> <td>219,808,872 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,456,085,368 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>$G = E / F \times 10,000$</td> <td>894 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I = F \times H / 10,000$</td> <td>4,912,170 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,213,769 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	35,275,120 円	分配準備積立金額	D	178,319,983 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	219,808,872 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,456,085,368 口	1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	894 円	1万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	4,912,170 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	9,425,236 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	41,367,431 円																																																											
分配準備積立金額	D	195,844,753 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	246,637,420 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,922,144,959 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	844 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,844,289 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	6,213,769 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	35,275,120 円																																																											
分配準備積立金額	D	178,319,983 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	219,808,872 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,456,085,368 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	894 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	4,912,170 円																																																											
(自 平成19年12月 6日 至 平成20年 1月 7日) 当該期末における分配対象金額 238,028,969円 (1万口当たり852円) のうち、5,584,314円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。			(自 平成20年 6月 6日 至 平成20年 7月 7日) 当該期末における分配対象金額 218,498,660円 (1万口当たり904円) のうち、4,832,900円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,942,451 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>39,652,988 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>190,433,530 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E = A + B + C + D$</td> <td>238,028,969 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,792,157,349 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>$G = E / F \times 10,000$</td> <td>852 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I = F \times H / 10,000$</td> <td>5,584,314 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,942,451 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	39,652,988 円	分配準備積立金額	D	190,433,530 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	238,028,969 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,792,157,349 口	1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	852 円	1万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,584,314 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>7,066,997 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>34,781,350 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>176,650,313 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E = A + B + C + D$</td> <td>218,498,660 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>2,416,450,248 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>$G = E / F \times 10,000$</td> <td>904 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>20 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I = F \times H / 10,000$</td> <td>4,832,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,066,997 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	34,781,350 円	分配準備積立金額	D	176,650,313 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	218,498,660 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,416,450,248 口	1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	904 円	1万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	4,832,900 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,942,451 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	39,652,988 円																																																											
分配準備積立金額	D	190,433,530 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	238,028,969 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,792,157,349 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	852 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,584,314 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,066,997 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	34,781,350 円																																																											
分配準備積立金額	D	176,650,313 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	218,498,660 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,416,450,248 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	904 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	4,832,900 円																																																											

(自 平成20年 1月 8日 至 平成20年 2月 5日)

当該期末における分配対象金額 234,700,812円 (1万口当たり858円)のうち、5,466,037円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,175,286円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	38,913,941円
分配準備積立金額	D	188,611,585円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	234,700,812円
当ファンドの期末残存口数	F	2,733,018,551口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	858円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,466,037円

(自 平成20年 2月 6日 至 平成20年 3月 5日)

当該期末における分配対象金額 224,324,450円 (1万口当たり866円)のうち、5,175,354円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,276,629円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	36,935,343円
分配準備積立金額	D	180,112,478円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	224,324,450円
当ファンドの期末残存口数	F	2,587,677,430口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	866円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,175,354円

(自 平成20年 7月 8日 至 平成20年 8月 5日)

当該期末における分配対象金額 217,744,287円 (1万口当たり911円)のうち、4,777,502円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,524,688円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	34,460,674円
分配準備積立金額	D	176,758,925円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	217,744,287円
当ファンドの期末残存口数	F	2,388,751,309口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	911円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	4,777,502円

(自 平成20年 8月 6日 至 平成20年 9月 5日)

当該期末における分配対象金額 219,579,375円 (1万口当たり928円)のうち、4,730,174円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,719,396円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	34,195,734円
分配準備積立金額	D	176,664,245円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	219,579,375円
当ファンドの期末残存口数	F	2,365,087,254口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	928円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	4,730,174円

(自平成20年3月6日 至平成20年4月7日)
 当該期末における分配対象金額 225,148,373円(1万口当たり880円)のうち、5,112,104円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,674,642円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	36,559,276円
分配準備積立金額	D	179,914,455円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	225,148,373円
当ファンドの期末残存口数	F	2,556,052,127口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	880円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,112,104円

(自平成20年4月8日 至平成20年5月7日)
 当該期末における分配対象金額 224,294,486円(1万口当たり889円)のうち、5,042,331円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,258,554円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	36,134,565円
分配準備積立金額	D	180,901,367円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	224,294,486円
当ファンドの期末残存口数	F	2,521,165,711口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	889円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	5,042,331円

(自平成20年9月6日 至平成20年10月6日)
 当該期末における分配対象金額 210,599,926円(1万口当たり938円)のうち、4,489,563円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,676,766円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	32,529,533円
分配準備積立金額	D	171,393,627円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	210,599,926円
当ファンドの期末残存口数	F	2,244,781,887口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	938円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	4,489,563円

(自平成20年10月7日 至平成20年11月5日)
 当該期末における分配対象金額 208,301,711円(1万口当たり942円)のうち、4,419,406円(1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,409,613円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	32,093,559円
分配準備積立金額	D	170,798,539円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	208,301,711円
当ファンドの期末残存口数	F	2,209,703,320口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	942円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	4,419,406円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自平成19年11月6日 至平成20年5月7日)

該当事項はありません。

当期(自平成20年5月8日 至平成20年11月5日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期(自平成19年11月6日 至平成20年5月7日)

該当事項はありません。

当期(自平成20年5月8日 至平成20年11月5日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	前期 自平成19年11月6日 至平成20年5月7日	当期 自平成20年5月8日 至平成20年11月5日
期首元本額	2,952,106,761円	2,521,165,711円
期中追加設定元本額	7,961,059円	5,896,718円
期中一部解約元本額	438,902,109円	317,359,109円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自平成19年11月6日 至平成20年5月7日		当期 自平成20年5月8日 至平成20年11月5日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,095,728,780	46,558,925	1,617,633,817	81,159,424
合 計	2,095,728,780	46,558,925	1,617,633,817	81,159,424

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	当期 自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日
<p>1. 取引の内容 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約であります。</p> <p>2. 取引に対する取り組み方針と利用目的 当ファンドは、外貨建て有価証券の売買の決済等に併い必要となる外貨の売買のために、その受渡までが数日間の為替予約取引を利用しております。当ファンドでは、投機を目的とする為替予約取引は行わない方針です。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>4. 取引に係るリスクの管理体制 当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、トレーディング部が運用担当者の指図のもと行っています。また、取引の相手先については、当社のクレジット委員会によって承認された金融機関のみとなっています。取引についても、信託約款に定められた適切な水準を保っているか等を運用部門から独立した運用審査部がモニターし、異常な水準に達しそうな場合、または達した場合は、注意・警告を発し、適切な対応を促すとともに重要な案件については当社のリスク・コンプライアンス委員会で報告されます。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取り組み方針と利用目的 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの管理体制 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	前 期 (平成20年 5月 7日現在)			
		契 約 額 等(円)	時 価(円)	評 価 損 益(円)	
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,120,679,700	-	2,098,292,500	22,387,200
合 計		2,120,679,700	-	2,098,292,500	22,387,200

区 分	種 類	当 期 (平成20年11月 5日現在)			
		契 約 額 等(円)	時 価(円)	評 価 損 益(円)	
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,681,388,900	-	1,591,694,500	89,694,400
合 計		1,681,388,900	-	1,591,694,500	89,694,400

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しています。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しています。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年11月5日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	りそな・米国政府機関証券マザーファンド	1,542,954,805	1,617,633,817	
小計	銘柄数：1		1,617,633,817	
	組入時価比率：86.0%		100%	
合計			1,617,633,817	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

参考

りそな・米国政府機関証券マザーファンド

当ファンドは「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成20年11月5日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
預金		90,729,903
コール・ローン		8,698,383
特殊債券		8,656,952,713
未収入金		104,631,520
未収利息		47,045,404
差入委託証拠金		11,224
流動資産合計		8,726,609,341
資産合計		8,726,609,341
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		8,324,072,950
剰余金		
剰余金		402,536,391
純資産合計		8,726,609,341
負債・純資産合計		8,726,609,341

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 5日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	特殊債券	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成20年11月5日現在)

1. 期首	平成20年5月8日
期首元本額	10,047,356,021円
期首より平成20年11月5日までの期中追加設定元本額	- 円
期首より平成20年11月5日までの期中一部解約元本額	1,723,283,071円
期末元本額	8,324,072,950円
期末元本額の内訳	
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)	6,781,118,145円
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)	1,542,954,805円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0484円
(10,000口当たり純資産額)	10,484円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年11月5日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	米ドル	GINNIE MAE 1 POOL 503947	39,480.10	40,997.61	
		GINNIE MAE 1 POOL 550727	826,654.08	810,411.64	
		GINNIE MAE 1 POOL 553233	1,832,844.97	1,866,208.43	
		GINNIE MAE 1 POOL 569893	780,111.07	801,180.54	
		GINNIE MAE 1 POOL 573787	233,215.25	241,450.66	
		GINNIE MAE 1 POOL 595646	1,287,982.96	1,293,114.79	
		GINNIE MAE 1 POOL 595781	666,833.12	676,470.92	
		GINNIE MAE 1 POOL 604622	3,574,734.28	3,508,406.51	
		GINNIE MAE 1 POOL 604639	1,909,634.88	1,874,202.36	
		GINNIE MAE 1 POOL 604650	1,943,591.30	1,907,528.74	
		GINNIE MAE 1 POOL 605690	1,294,452.88	1,297,183.39	
		GINNIE MAE 1 POOL 605694	386,476.99	392,425.10	
		GINNIE MAE 1 POOL 608279	1,365,019.42	1,339,692.03	
		GINNIE MAE 1 POOL 611883	77,225.00	80,491.98	
		GINNIE MAE 1 POOL 616593	2,416,213.54	2,453,400.51	
		GINNIE MAE 1 POOL 617611	1,058,109.79	1,073,072.09	
		GINNIE MAE 1 POOL 617705	514,684.93	521,962.88	
		GINNIE MAE 1 POOL 618546	158,015.40	164,305.15	
		GINNIE MAE 1 POOL 621721	3,453,307.72	3,510,772.83	
		GINNIE MAE 1 POOL 622644	1,627,921.48	1,655,011.07	
		GINNIE MAE 1 POOL 631131	2,408,702.94	2,445,774.32	
		GINNIE MAE 1 POOL 635334	1,770,083.32	1,797,325.96	
		GINNIE MAE 1 POOL 664543	973,180.71	993,518.62	
		GINNIE MAE 1 POOL 685832	733,389.89	734,478.53	
		GINNIE MAE 1 POOL 689403	807,375.80	818,792.57	
		GINNIE MAE 1 POOL 781006	375,443.96	389,875.08	
		GINNIE MAE 1 POOL 781569	983,326.08	1,018,664.36	
		GINNIE MAE 1 POOL 781778	1,818,192.78	1,774,473.42	
		GINNIE MAE 2 POOL 2535	261,256.80	269,747.64	
		GINNIE MAE 2 POOL 3028	134,070.64	143,477.63	
		GINNIE MAE 2 POOL 3081	198,943.36	204,911.66	
		GINNIE MAE 2 POOL 3402	1,190,971.14	1,161,858.32	
		GINNIE MAE 2 POOL 3414	2,157,400.56	2,104,539.28	
		GINNIE MAE 2 POOL 3428	223,149.61	217,731.38	
		GINNIE MAE 2 POOL 3501	1,909,588.74	1,939,575.20	
		GINNIE MAE 2 POOL 3502	2,189,504.40	2,240,051.07	
		GINNIE MAE 2 POOL 3515	1,354,763.16	1,355,927.44	
		GINNIE MAE 2 POOL 3556	7,071,143.95	7,077,220.89	
		GINNIE MAE 2 POOL 3557	148,232.86	150,560.57	
		GINNIE MAE 2 POOL 3569	7,151,603.51	7,157,749.59	
		GINNIE MAE 2 POOL 3583	3,098,602.14	3,099,328.45	
		GINNIE MAE 2 POOL 3586	749,048.73	765,404.88	
		GINNIE MAE 2 POOL 3610	1,778,144.62	1,778,561.41	
		GINNIE MAE 2 POOL 3625	6,216,776.63	6,306,628.32	
		GINNIE MAE 2 POOL 3637	4,945,034.97	4,946,194.08	
		GINNIE MAE 2 POOL 3652	2,950,236.89	2,950,928.42	
		GINNIE MAE 2 POOL 3653	1,693,188.90	1,717,660.72	
		GINNIE MAE 2 POOL 3665	547,330.92	547,459.21	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GINNIE MAE 2 POOL 3891	2,129,698.16	2,173,539.91	
		GINNIE MAE 2 POOL 3986	668,965.54	677,797.95	
		GINNIE MAE 2 POOL 616552	2,251,878.17	2,301,049.95	
	小計	銘柄数：51	86,335,739.04	86,769,096.06	
		組入時価比率：99.2%	100%	(8,656,952,713)	
	合計			8,656,952,713	
				(8,656,952,713)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況
純資産額計算書

(平成20年12月末日)

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)

資産総額	6,870,817,712円
負債総額	7,730,347円
純資産総額(-)	6,863,087,365円
発行済数量	9,578,890,878口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たりの純資産額)	0.7165円 (7,165円)

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)

資産総額	1,890,335,435円
負債総額	7,025,705円
純資産総額(-)	1,883,309,730円
発行済数量	2,162,135,766口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たりの純資産額)	0.8710円 (8,710円)

参考 りそな・米国政府機関証券マザーファンドの現況
純資産額計算書

(平成20年12月末日)

資産総額	8,318,057,900円
負債総額	70,254,656円
純資産総額(-)	8,247,803,244円
発行済数量	8,317,469,943口
1口当たり純資産額(/) (1万口当たりの純資産額)	0.9916円 (9,916円)

第5 設定及び解約の実績（原請求目論見書 38 ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし / 毎月決算型）

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	22,314,191,917	227,559,921
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	12,191,213,706	1,289,741,019
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	6,300,626,509	2,533,962,454
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	12,288,384,215	1,500,512,863
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	1,974,318,395	9,327,371,875
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	455,842,348	14,033,298,180
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	410,568,480	6,023,169,008
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	50,801,591	6,018,712,844
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	53,077,564	3,146,578,594
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	53,975,360	1,007,350,261
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	27,517,459	1,296,428,245

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり / 毎月決算型）

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	4,442,808,951	93,605,807
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	9,095,726,552	2,103,422,196
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	1,385,988,590	2,277,380,110
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	318,938,220	989,344,016
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	560,537,942	1,731,888,561
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	28,021,963	2,890,995,817
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	13,964,723	1,156,593,473
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	8,677,083	896,600,152
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	10,114,874	772,842,005
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	7,961,059	438,902,109
第11特定期間（平成20年5月8日～平成20年11月5日）	5,896,718	317,359,109

（注1） 本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2） 第1特定期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし／毎月決算型)
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)

【愛称】毎月倶楽部

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書
(交付目論見書)
2008年8月

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年8月7日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月8日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。
5. 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
6. ニューヨーク証券取引所の休業日または米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合は、ご購入の申込みおよびご換金の申込みの受付を行いませんのでご留意下さい。

下記の事項は、この「リそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月分配型）」「リそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月分配型）」（以下「ファンド」という。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

■ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に外国の債券を（実質的な）投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）「第二部 ファンド情報 3 ファンドのリスク」をご覧ください。

■ファンドにかかる手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。このお申込手数料率は、本書作成日現在、1.575%（税抜き 1.5%）が上限となっております。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドには換金（解約）手数料はありません。

◆信託財産留保額

ありません。

<間接的にご負担いただく費用>

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年 1.3125%（税抜き 年 1.25%）の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年 8月 7日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型） りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 各5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	巻頭
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	9
3 投資リスク	21
4 手数料等及び税金	23
5 運用状況	27
6 手続等の概要	32
7 管理及び運営の概要	35
第2 財務ハイライト情報	39
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	46
第4 ファンドの詳細情報の項目	47
約 款	巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型) りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)

商 品 分 類	追加型株式投資信託/バランス型
運用の基本方針	「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」への投資を通じて、主に米国のジニーメイ債に投資します。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは債券などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として無期限
決 算 日	毎月5日。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
分 配 方 針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配を行う方針です。
お 申 込 日	原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）に取得のお申込みができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
お 申 込 単 位	自動けいぞく投資コース : 1万円以上 1円単位 一般コース : 1万口以上 1万口単位
お 申 込 手 数 料 率	販売会社が独自に定める率とします。本書提出日現在、お申込手数料率は1.575%（税抜き1.5%）が上限となっております。
ご 解 約（換金）	・原則として毎営業日（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで）ご解約のお申込みができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日の場合には、ご解約のお申込みの取扱いをいたしません。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して原則5営業日目以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率1.3125%（税抜き1.25%）*を乗じて得た額とします。 *信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

ただし、それぞれの愛称として「毎月倶楽部（為替ヘッジなし）」、「毎月倶楽部（為替ヘッジあり）」という名称を、また両ファンドを総称する愛称として「毎月倶楽部」という名称を用いることがあります。

（なお、それぞれを「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」という場合があります。また、両ファンドを総称して、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 ：追加型

指定格付機関による格付け ：格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

*「基準価額」とは、ファンドの信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う販売会社または委託会社（後述の「(12) その他 ⑤ その他」をご参照ください。）にお問い合わせく

ださい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に、「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」は「倶楽部無」、「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は「倶楽部有」として掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は1.575%（税抜き1.5%）となっております。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12) その他 ⑤ その他」をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と分配金を受け取る「一般コース」の2つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下のとおりです。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1万円以上	1円単位※
一般コース	1万口以上	1万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。また、収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成20年8月8日から平成21年8月7日までとします※。

※申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額※を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑤ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、各販売会社より委託会社の

口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

取得申込総金額はお申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法等

- 1) ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2) 収益分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

◇「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに収益分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

◇「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受け取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はございません。

- 3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- 4) 原則として各営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われる取得申込みは翌営業日の受付分とします。

② 取得申込受付の中止

1) 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日にあたる場合には、取得の申込みを受け付けません。海外の休業日、取得申込受付不可日に関しては販売会社（販売会社については「⑤ その他」のお問い合わせ先にご相談ください。）にお問い合わせください。

2) 金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤ その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型株式投資信託・バランス型[※]に属します。

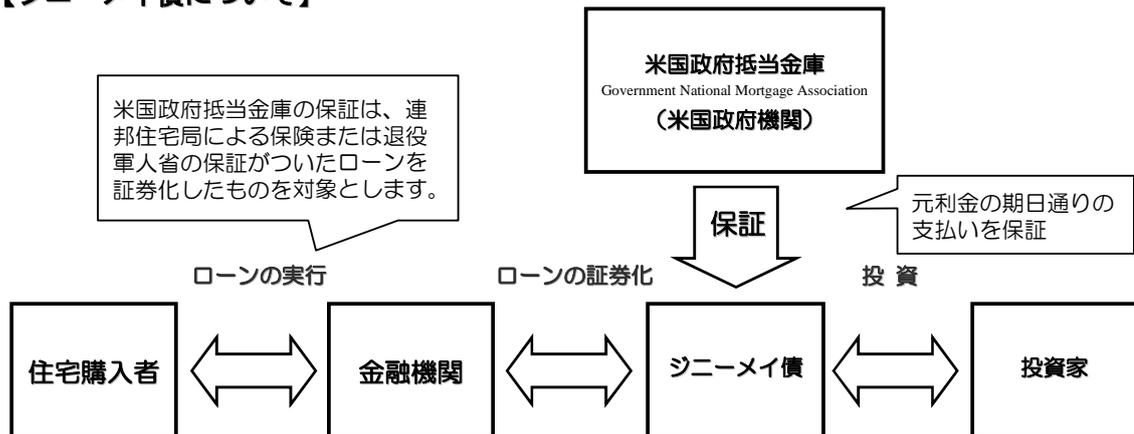
※「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による商品分類方法において、「約款上の株式組入限度 70% 未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」をいいます。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンドにつき 5,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

【ジニーメイ債について】



1) 信用力（米国国債と同等の AAA 相当の格付）[※]と好利回りを有する米国の G N M A（ジニーメイ）パス・スルー証券（以下、「ジニーメイ債」といいます。）に、実質的に投資します。

※米国国債の格付は、米国の財政、金融政策や政府債務等の状況により、変更されることがあります。

■ジニーメイ債とは、住宅ローン債権を担保としたもので、住宅ローンに対する返済元利金から一定の手数料等を差し引いたものをそのまま持分に応じて投資家に支払う（パス・スルーする）債券です。

■ジニーメイ債の元利金の期日通りの支払いは米国政府機関が保証しており、米国国債と同等の極めて高い信用力を有しています。

※ただし、これは当ファンドの元本および分配金の支払いを保証するものではありません。

■ジニーメイ債の裏付けとなる住宅ローンは、期日通りの返済のほかに繰上返済される場合があります。返済された住宅ローンの元金は投資家にパス・スルーされ、ジニーメイ債はその分期限前償還されます。

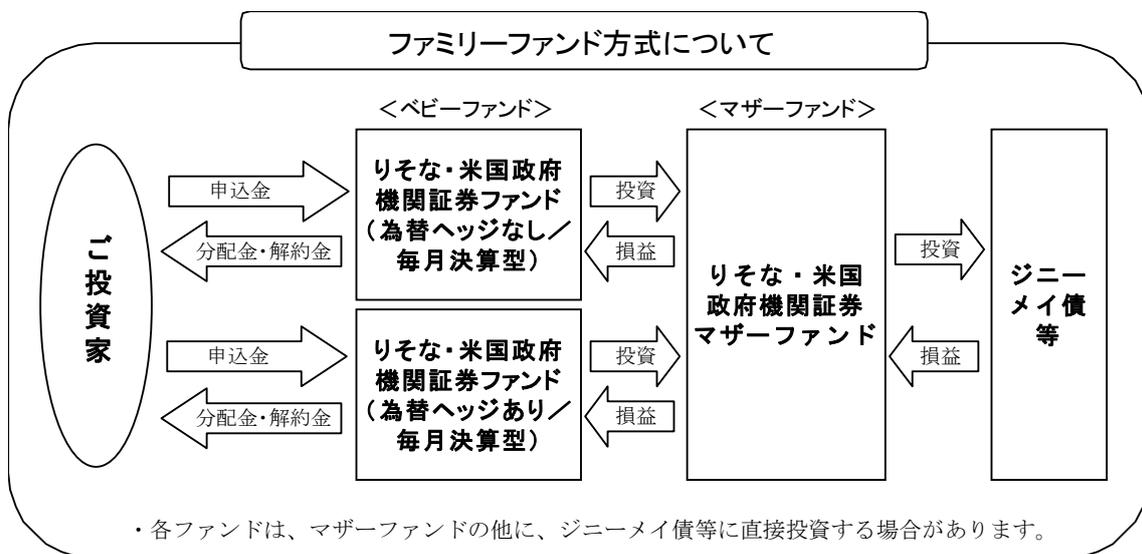
ジニーメイ債は、通常の満期一括償還の債券と異なり「期限前償還リスク」があるために、米国国債並みの信用度を有しながら、一般に米国国債よりも高い利回りで取引されています。

	Moody's	S&P	
高	Aaa	AAA	←米国国債
	Aa	AA	
	A	A	
	Baa	BBB	投資適格債
	Ba	BB	
	B	B	
	Caa	CCC	
	Ca	CC	
	C	C	
低	D	D	

- 2) 毎月の分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況等を勘案して決定します。
- 3) ファンドは、「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とするファミリーファンド方式により運用を行います。
- 4) 「為替ヘッジなし」と、「為替ヘッジあり」のいずれかをお選びいただけます。
- 5) 「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」の外貨建資産にかかる運用指図の権限（為替ヘッジを除く。以下同じ。）を、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクに委託します。

(2) ファンドの仕組み

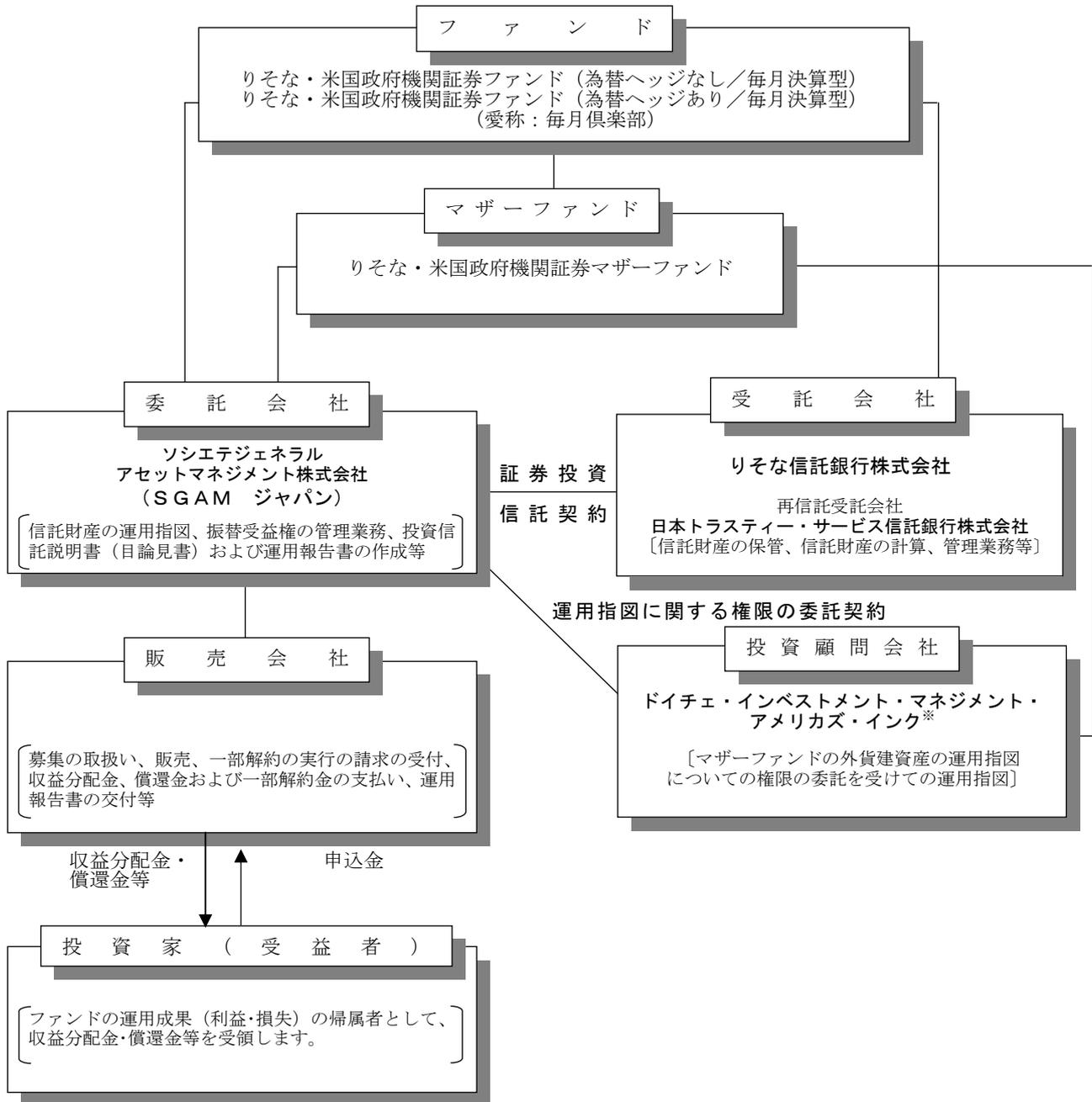
ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



※ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みのことをいいます。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。

ファンドの関係法人



※ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、ファンドの投資顧問会社です。投資顧問会社は「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第2条第1号の規定、および「金融商品取引法施行令」第16条の12第2号の規定により「外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者」に該当し、委託会社はファンドの運用指図の権限を委託します。

《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
運用指図の権限の委託契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する、当該証券投資信託の親投資信託の信託財産の外貨建資産の運用指図を行うための運用指図の権限の委託契約

委託会社の概況

名称等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第 350 号)			
資本の額	12 億円			
会社の沿革	昭和 46 年 11 月 22 日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和 55 年 1 月 4 日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成 10 年 1 月 28 日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社 (現 SGAM ノースパシフィック (株)) が主要株主となる 平成 10 年 4 月 1 日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 10 年 11 月 30 日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成 16 年 8 月 1 日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	SGAM ノースパシフィック (株)	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	2,400,000 株	100%

(本書作成日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「SGAM」と表示することがあります。

ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント **SGAM**
(本社・フランス パリ)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 **SGAM ジャパン**
(本社・日本 東京)

2 投資方針

(1) 投資方針

- ① 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は、「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主に米国のジニーメイ債に投資します。
- ② 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
ただし、資金動向や投資環境等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

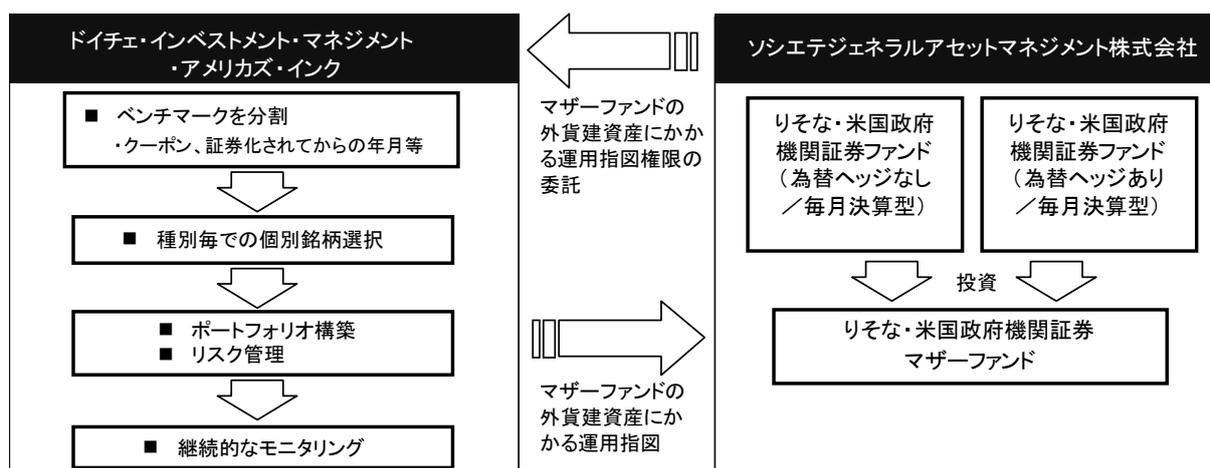
■ マザーファンドの投資方針

(基本方針)

「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」は、主として米国のジニーメイ債に投資し、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

(投資方針)

- ① 主として米国のジニーメイ債に投資を行います。
- ② 外貨建資産の運用指図についての権限を、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク（住所：345 Park Avenue, New York, NY 10154-0010, USA）※に委託します。
※ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクが属するドイチェ・アセット・マネジメント・グループは、世界 70 カ国以上に支店を構えグローバルな金融サービスを提供するドイツ銀行グループの一員です。
- ③ ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、マザーファンドの外貨建資産について、リーマン・ブラザーズGNMAインデックス※¹をベンチマーク※²として運用を行います。
※¹リーマン・ブラザーズ GNMA インデックスは、ジニーメイ債を投資対象とする運用の代表的なベンチマークで、リーマン・ブラザーズが算出しております。
※²ベンチマークとは、運用のパフォーマンス評価やリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。運用のパフォーマンスは、ベンチマークを上回ることもあれば下回ることもあります。ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。
- ④ ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクは、主として個別銘柄選択により、ベンチマークを上回るリターンを目指します。



ただし、資金動向や投資環境等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

① 主な投資対象

「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」を主要投資対象とします。

② 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法第 66 号）第 1 条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和 63 年法第 77 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。）のうち取引所金融先物取引等にかかる権利

(6) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 61 号）第 1 条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）第 4 条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ) 金銭債権

(ニ) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ) 為替手形

③ 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を主として「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 3 号で定めるものをいいます。）
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
 7. 特定目的会社に係る優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
 8. コマーシャル・ペーパー
 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 10. 投資信託または外国投資信託証券の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 11. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第 1 号の証券または証書および第 9 号の証券または証書のうち 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から 6. までの証券および 9. の証券または証書のうち 2. から 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10. 号および 11. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

④ 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品

取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。)により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの委託会社は、信託金を、前記③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。

⑤ 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前記3)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

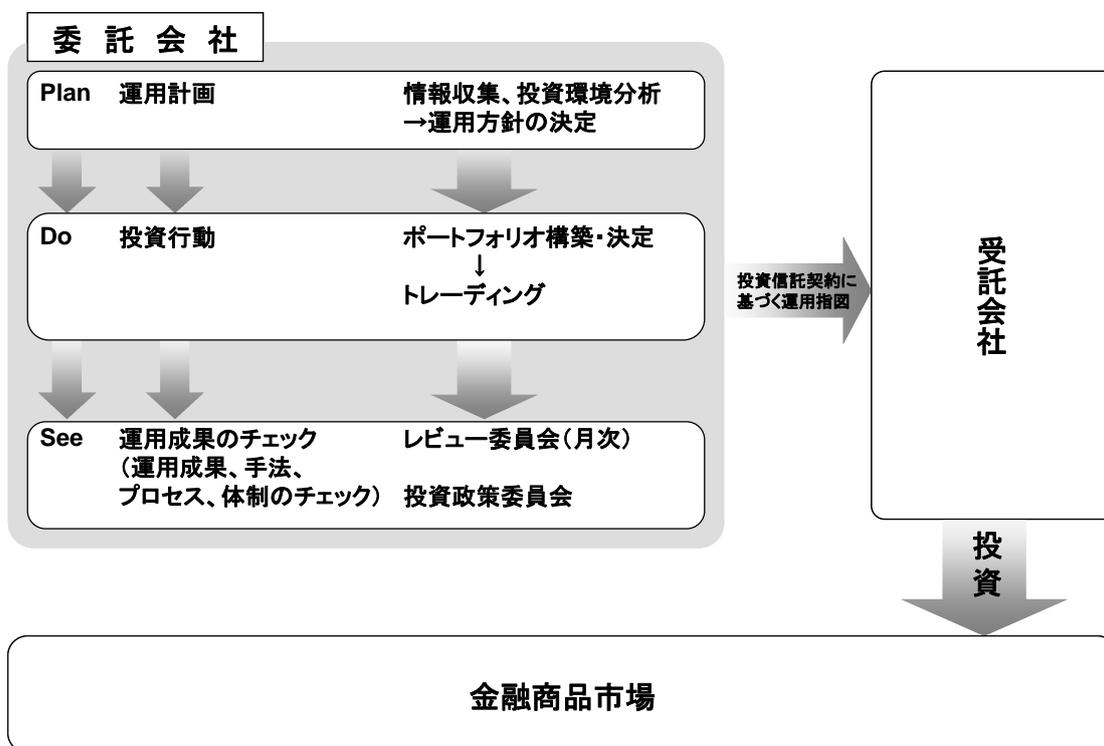
(3) 運用体制

①投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

- 運用計画・・・・・・・・投資顧問契約により委託された投資顧問会社（4名程度）
- 投資行動・・・・・・・・投資顧問会社（4名程度）
- 運用成果のチェック・・投資顧問会社、委託会社のレビュー委員会（7名以上）
投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- 証券投資信託の運用に関する規則
- 内部管理体制に関する規程
- サービス規程（ファンド・マネージャー用）
- クレジット委員会運用規定
- 証券先物取引に関する社内基準
- 各種業務マニュアル
- コンプライアンス・マニュアル

リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施
投資顧問会社・・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

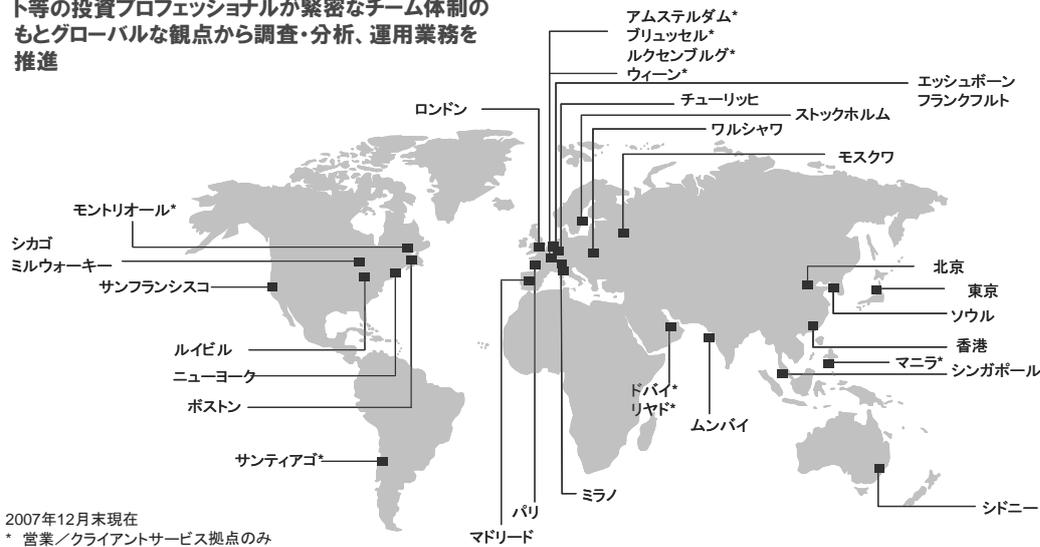
※委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■マザーファンドの外貨建資産にかかる運用指図の権限を委託する、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクが属するドイチェ・アセット・マネジメント・グループの運用体制は以下のとおりです。

- ・ ドイツ銀行グループの一員として、世界各国に拠点を設け、グローバルに資産運用サービスを展開しています。
- ・ ファンド・マネージャーおよびリサーチ・スペシャリストが、緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点と独自の洞察力で調査・分析、運用業務などを推進しています。
- ・ ジニーメイ債の運用については、20年を超える運用実績を有しています。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのグローバルネットワーク

世界30都市以上に拠点を構え、総勢750人を超えるファンド・マネージャーおよびリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進



※ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの運用体制は、2007年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 配分方針

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

① 収益の分配

毎決算時（毎月5日。ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益^{※1}と売買益^{※2}（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況等を勘案して決定します。

3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行います。

※1 利子・配当収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、信託財産の監査費用、ならびに当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※2 売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込みの代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

① 信託約款に基づく主な投資制限

(イ) 株式への投資制限

1) 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド

の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ロ) 投資信託証券への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ニ) 同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該銘柄の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 前記1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ヘ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として

ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前記 3) において、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 6) 前記 5) において、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をも

とに算定した価額で評価するものとします。

- 8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ト) 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(チ) 有価証券の空売りの指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(リ) 有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 借入れの指図を行う有価証券の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 借入れのための品借料は信託財産の中から支払います。

(ヌ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(ル) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(ヲ) 外国為替予約取引の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前記 1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前記 2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(ワ) 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- 3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の 50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）

を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

(参考)「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」の主な投資対象と主な投資制限

(1) 主な投資対象

米国のジニーメイ債を主要投資対象とします。

(2) 主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資には制限を設けません。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは実質的に米国のジニーメイ債等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元本および収益の確保が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金による保護の対象となりません。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 基準価額の主な変動要因

1) 金利変動リスク

ジニーメイ債は、他の債券と同様、一般に金利が上昇すると価格が下落し、金利が低下すると価格が上昇する性質があります。

2) 期限前償還リスク

ジニーメイ債には、住宅ローンの期日通りの返済や繰上返済に伴う期限前償還リスクがあり、償還差損が発生する可能性や、再投資リスク（償還金をもって再投資する場合、従前の利回りを確保できないリスク）があります。

一般に金利が低下すると低金利ローンへの借換え等のため期限前償還は増加し、金利が上昇すると期限前償還は減少する傾向があると考えられます（期限前償還は、その他の要因にも影響を受け増減します。）。

期限前償還の増減は、結果としてジニーメイ債の平均残存年数を変動させます。したがって例えば、実質的に短期債に相当する金利感応度を有していたジニーメイ債が、期限前償還の減少または減少が予想されることにより、より長期の債券と同等の金利感応度を示すこともあります。

3) 為替変動リスク

「為替ヘッジなし」は、実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。米ドルに対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジあり」は、実質組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドル金利よりも低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

4) 信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等により、証券価格

の下落や、公社債および短期金融資産等の利息または償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。

ジニーメイ債は、米国政府機関の一つである政府抵当金庫（Government National Mortgage Association）がジニーメイ債の元利金の期日通りの支払いを保証しています。したがって、ジニーメイ債は、米国国債と同等の信用力を有すると考えられています。ただし、米国国債の格付は、米国の財政、金融政策や政府債務等の状況により、変更されることがあります。為替予約取引等には相手先の決済不履行リスクが伴います。

5) 流動性リスク

解約代金を手当てするために有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落することがあります。取引量が比較的小さな市場に投資する場合、期待される価格で売却できないことがあります。

② その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

各ファンドは、受益権の残存口数がそれぞれ 20 億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2) 解約の中止

1. ニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日※（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、解約請求の受付は行いません。

※海外の休業日、解約請求受付不可日に関しては販売会社（販売会社については「4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

2. 金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。

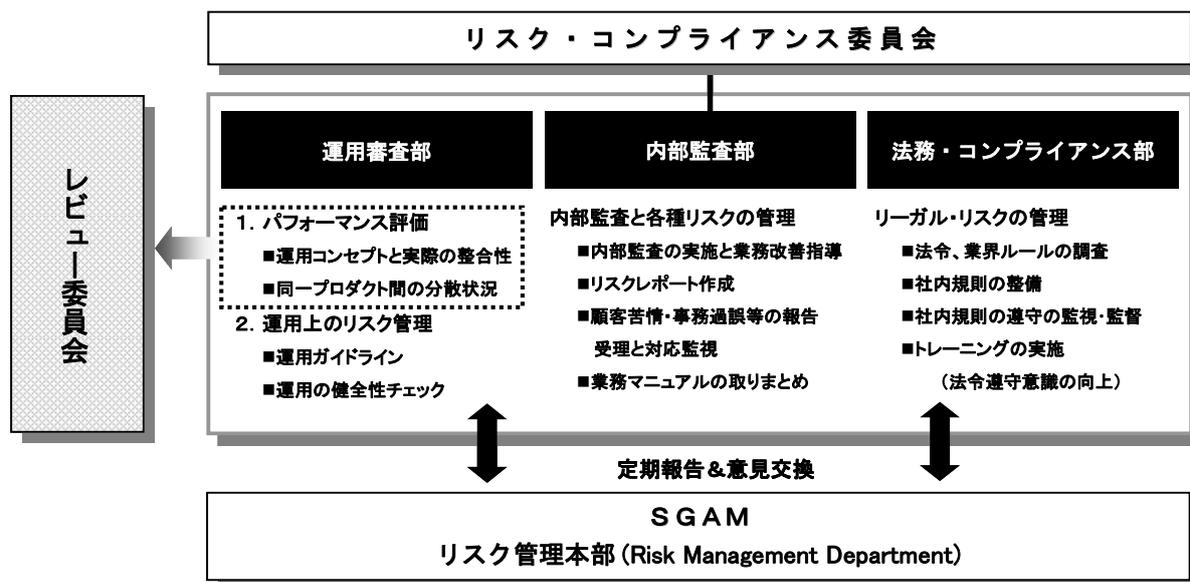
3) ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があり、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドに及ぶ可能性があります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



※上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

■ ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクのリスク管理体制は以下のとおりです。

○ポートフォリオ・マネージャー

- ・運用に際しては、パフォーマンスおよびポートフォリオ特性（トラッキング・エラー、デューレーション・エクスポージャー、イールドカーブ・ポジショニング等）を常に管理するとともに、投資ガイドラインの遵守につとめます。

○コンプライアンス部門

- ・運用部門から独立した立場から、リスクの分析および管理を行います。
- ・具体的には、顧客の投資目的および投資ガイドラインに沿った適切な運用が行われているかについてモニタリングを行います。
- ・モニタリングは、売買の執行時およびポートフォリオを日々監視することにより行われ、投資ガイドラインの違反が発生した場合には、関連部署に報告を行います。
- ・社内規定および法令および諸規則の遵守状況の管理を行います。

○インベストメント・リスク・オーバーサイト・コミッティー

- ・運用が投資ガイドラインに沿って適切に行われていることの確認を行います。また、投資ガイドラインの違反があった場合は運用部門と問題の解決にあたります。

※ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクのリスク管理体制は、本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

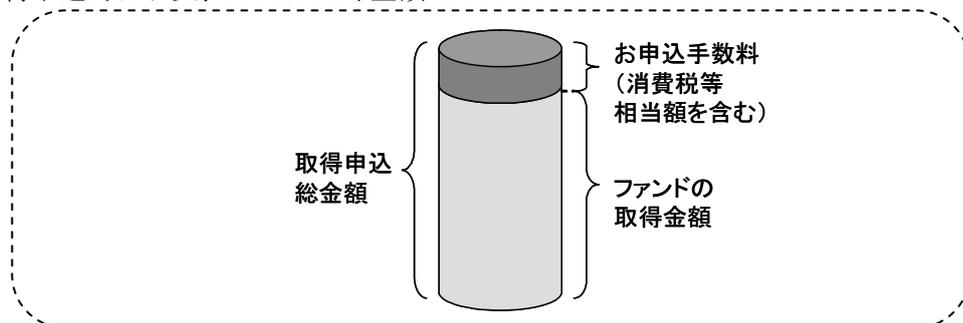
(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、こ

の申込手数料率の上限は1.575%（税抜き1.5%）となっております。

- ・「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



申込手数料率等は、各販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

- ① 委託会社（販売会社が受け取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の131.25（税抜き125）の率を乗じた額とし、内訳は各販売会社の純資産総額により以下のとおりとします。

各販売会社の純資産総額	信託報酬率（年×1/10,000）		
	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	73.5 (税抜き70)	52.5 (税抜き50)	5.25 (税抜き5)
500億円超750億円以下の部分	63 (税抜き60)	63 (税抜き60)	5.25 (税抜き5)
750億円超1,000億円以下の部分	57.75 (税抜き55)	68.25 (税抜き65)	5.25 (税抜き5)
1,000億円超1,500億円以下の部分	52.5 (税抜き50)	73.5 (税抜き70)	5.25 (税抜き5)
1,500億円超2,000億円以下の部分	47.25 (税抜き45)	78.75 (税抜き75)	5.25 (税抜き5)
2,000億円超3,000億円以下の部分	42 (税抜き40)	84 (税抜き80)	5.25 (税抜き5)
3,000億円超の部分	36.75 (税抜き35)	89.25 (税抜き85)	5.25 (税抜き5)

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。
 ③ 信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支払時に信託財産の中から支払います。

- ④ 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図権限の一部を委託しているドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクに対する報酬が含まれています。委託会社がドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクに支払う日々の報酬額は、マザーファンドの信託財産の純資産総額に次の報酬率を乗じた額とし、マザーファンドの毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに支払うものとします。

マザーファンドの純資産総額	報酬率
500億円以下の部分	年10,000分の37.5
500億円超1,000億円以下の部分	年10,000分の32.5
1,000億円超1,500億円以下の部分	年10,000分の27.5
1,500億円超の部分	年10,000分の22.5

(4) その他の手数料等

① 信託事務等の諸費用

- (イ) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の監査に要する費用および当該監査費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払うことができます。
- (ロ) 信託財産の監査に要する費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産の中から支払います。

② その他の費用

- (イ) ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産の負担とします。このほかに、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産の負担とします。
- (ロ) ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、その借入金の利息は信託財産から支払われます。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

① 個人の受益者に対する課税

<平成20年12月31日まで>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。

<平成21年1月1日から平成22年12月31日まで>

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までは1年間に受け取る上場株式等（上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）の配当所得（1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。）の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

○解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）にかかる税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を越える部分の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となり、確定申告が必要となります。

<平成23年1月1日以降>

金額にかかわらず20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

なお、ファンドは、配当控除は適用されません。

※ 買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税）、平成21年4月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

※買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

③個別元本について

1) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 振替受益権については、振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

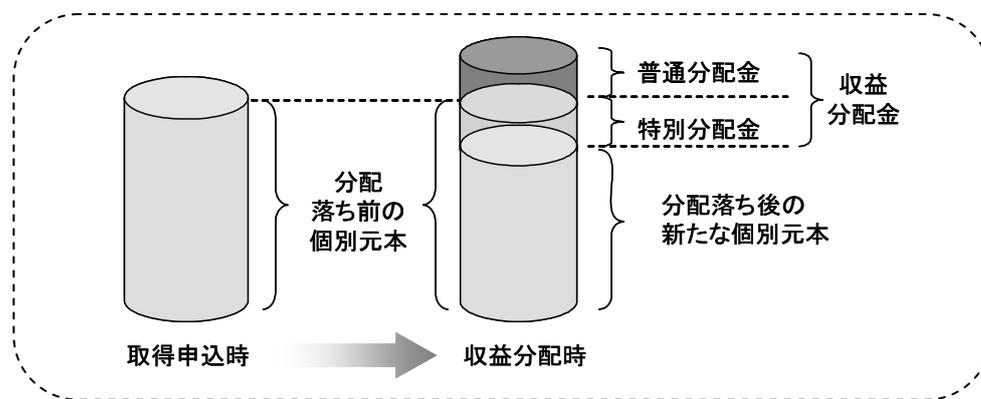
4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 20 年 6 月末日現在

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし／毎月決算型）

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
りそな・米国政府機関証券マザーファンド	日本	8,598,435,637	98.74
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	109,583,651	1.26
合計（純資産総額）	—	8,708,019,288	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 外貨建資産については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
りそな・米国政府機関証券マザーファンド	日本	1,900,660,278	91.32
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	180,610,675	8.68
合計（純資産総額）	—	2,081,270,953	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 外貨建資産については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(参考) りそな・米国政府機関証券マザーファンド

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
国債証券	米国	53,210,000	0.51
特殊債券	米国	10,251,360,906	97.64
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	194,393,725	1.85
合計 (純資産総額)	—	10,498,964,631	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 外貨建資産については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 6 月末日現在

りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・米国政府機関 証券マザーファンド	7,835,279,422	1.0909	8,547,506,321	1.0974	8,598,435,637	98.74

りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジあり/毎月決算型)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・米国政府機関 証券マザーファンド	1,731,966,720	1.0909	1,889,402,494	1.0974	1,900,660,278	91.32

※全 1 銘柄

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型)

該当事項はありません。

りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジあり/毎月決算型)

平成 20 年 6 月末日現在

種別	所在地	数量 (米ドル)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替 (売予約)	日本	17,700,000.00	1,860,689,500	1,880,718,500	△90.36
合計		17,700,000.00	1,860,689,500	1,880,718,500	△90.36

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) りそな・米国政府機関証券マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 6 月末日現在

順位	地域	種類	銘柄名	額面 (US\$)	帳簿価額		時価評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3569	7,454,380.73	99.59	7,423,817.76	99.53125	7,419,438.32	5.5	2034年6月20日	7.52
2	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3556	7,366,027.3	99.60	7,336,563.19	99.53125	7,331,499.04	5.5	2034年5月20日	7.43
3	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3625	6,488,740.93	101.60	6,592,560.78	101.74219	6,601,787.12	6	2034年10月20日	6.69
4	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3637	5,168,363.04	99.56	5,145,622.24	99.53125	5,144,136.33	5.5	2034年11月20日	5.21
5	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 621721	3,670,459.43	101.91	3,740,565.20	101.92969	3,741,287.91	6	2033年11月15日	3.79
6	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604622	3,732,471.37	97.95	3,655,955.70	97.14844	3,626,037.70	5	2033年9月15日	3.68
7	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3583	3,235,707.58	99.59	3,222,441.17	99.53125	3,220,540.20	5.5	2034年7月20日	3.26
8	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3652	3,079,817.86	99.56	3,066,266.66	99.53125	3,065,381.21	5.5	2034年12月20日	3.11
9	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 616593	2,561,608.31	101.88	2,609,766.54	101.80469	2,607,837.39	6	2034年8月15日	2.64
10	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 631131	2,538,103.91	101.88	2,585,820.26	101.80469	2,583,908.81	6	2034年8月15日	2.62
11	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3502	2,305,508.2	103.23	2,379,976.11	103.75	2,391,964.75	6.5	2034年1月20日	2.42
12	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 616552	2,296,263.87	103.13	2,368,136.92	103.64062	2,379,862.11	6.5	2034年8月20日	2.41
13	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3891	2,283,523.57	103.07	2,353,627.74	103.1875	2,356,310.88	6.5	2036年8月20日	2.39
14	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 781569	2,076,331.84	104.95	2,179,110.26	105.36719	2,187,772.51	7	2032年10月15日	2.22
15	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3414	2,241,632.25	97.00	2,174,383.28	96.80469	2,170,005.15	5	2033年7月20日	2.20
16	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 553233	2,049,050.83	101.98	2,089,622.03	101.92969	2,088,591.15	6	2033年5月15日	2.12
17	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3501	1,996,415.94	101.63	2,028,957.51	101.86719	2,033,692.81	6	2034年1月20日	2.06
18	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604650	2,004,831.63	97.95	1,963,732.58	97.14844	1,947,662.65	5	2033年9月15日	1.97
19	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 604639	1,979,012.6	97.95	1,938,442.84	97.14844	1,922,579.86	5	2033年9月15日	1.95
20	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 635334	1,853,904.29	101.85	1,888,201.51	101.75781	1,886,492.40	6	2035年1月15日	1.91
21	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 608279	1,928,817.8	97.95	1,889,277.03	97.14844	1,873,816.40	5	2033年9月15日	1.90
22	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3610	1,864,092.44	99.59	1,856,449.66	99.53125	1,855,354.50	5.5	2034年9月20日	1.88
23	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 781778	1,887,582.26	97.95	1,848,886.82	97.14844	1,833,756.71	5	2033年11月15日	1.86
24	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3653	1,760,545.01	101.57	1,788,185.56	101.74219	1,791,217.04	6	2034年12月20日	1.82
25	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 622644	1,638,727.97	101.91	1,670,027.67	101.92969	1,670,350.33	6	2033年11月15日	1.69
26	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 664543	1,595,072.53	104.31	1,663,820.15	103.26562	1,647,161.53	6.5	2038年1月15日	1.67
27	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3515	1,413,375.9	99.60	1,407,722.39	99.5625	1,407,192.38	5.5	2034年2月20日	1.43
28	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 605690	1,332,730.72	100.12	1,334,329.99	99.73438	1,329,190.72	5.5	2034年9月15日	1.35
29	米国	特殊債券	GINNIE MAE 1 POOL 595646	1,297,724.84	100.18	1,300,060.74	99.76563	1,294,683.36	5.5	2033年6月15日	1.31
30	米国	特殊債券	GINNIE MAE 2 POOL 3402	1,251,189.51	97.00	1,213,653.82	96.80469	1,211,210.12	5	2033年6月20日	1.23

※上位 30 銘柄

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

※帳簿価額、時価評価額については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別投資比率

平成 20 年 6 月末日現在

地域	種類	投資比率 (%)
米国	国債証券	0.51
	特殊債券	97.64
合計		98.15

※投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

りそな・米国政府機関証券マザーファンド

平成20年6月末日現在

種別	所在地	数量 (米ドル)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替 (売予約)	日本	1,000,000.00	106,374,400	106,400,000	△1.01
合計		1,000,000.00	106,374,400	106,400,000	△1.01

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

りそな・米国政府機関証券ファンド (ヘッジなし/毎月決算型)

	純資産総額 (百万円)		基準価額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (平成15年11月5日)	19,997	20,074	9,054	9,089
第2特定期間末 (平成16年5月6日)	28,836	28,952	8,742	8,777
第3特定期間末 (平成16年11月5日)	31,699	31,828	8,625	8,660
第4特定期間末 (平成17年5月6日)	39,873	40,039	8,387	8,422
第5特定期間末 (平成17年11月7日)	36,894	37,035	9,180	9,215
第6特定期間末 (平成18年5月7日)	22,695	22,788	8,528	8,563
第7特定期間末 (平成18年11月6日)	19,065	19,139	9,079	9,114
第8特定期間末 (平成19年5月7日)	13,899	13,952	9,247	9,457
第9特定期間末 (平成19年11月5日)	10,561	10,603	8,847	9,057
第10特定期間末 (平成20年5月7日)	8,973	9,012	8,169	8,379
平成19年6月末日	12,442	—	9,304	—
7月末日	11,664	—	9,026	—
8月末日	11,374	—	8,896	—
9月末日	11,216	—	8,855	—
10月末日	10,598	—	8,871	—
11月末日	10,090	—	8,597	—
12月末日	10,157	—	8,808	—
平成20年1月末日	9,514	—	8,369	—
2月末日	9,245	—	8,219	—
3月末日	8,746	—	7,884	—
4月末日	8,926	—	8,121	—
5月末日	8,811	—	8,159	—
6月末日	8,708	—	8,176	—

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成15年11月5日）	4,279	4,288	9,840	9,860
第2特定期間末（平成16年5月6日）	10,928	10,950	9,635	9,655
第3特定期間末（平成16年11月5日）	10,212	10,233	9,772	9,792
第4特定期間末（平成17年5月6日）	9,413	9,432	9,625	9,645
第5特定期間末（平成17年11月7日）	8,005	8,022	9,300	9,320
第6特定期間末（平成18年5月8日）	5,175	5,187	9,008	9,028
第7特定期間末（平成18年11月6日）	4,128	4,138	8,970	9,215
第8特定期間末（平成19年5月7日）	3,288	3,295	8,851	8,971
第9特定期間末（平成19年11月5日）	2,570	2,576	8,709	8,829
第10特定期間末（平成20年5月7日）	2,190	2,195	8,689	8,809
平成19年6月末日	2,794	—	8,630	—
7月末日	2,685	—	8,641	—
8月末日	2,634	—	8,700	—
9月末日	2,613	—	8,675	—
10月末日	2,578	—	8,712	—
11月末日	2,565	—	8,771	—
12月末日	2,422	—	8,672	—
平成20年1月末日	2,398	—	8,773	—
2月末日	2,261	—	8,738	—
3月末日	2,240	—	8,746	—
4月末日	2,198	—	8,687	—
5月末日	2,118	—	8,605	—
6月末日	2,081	—	8,572	—

② 分配の推移

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし／毎月決算型）

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	105
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	210
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	210
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	210
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	210
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	210
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	210
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	210
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	210
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	210

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	60
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	120
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	120
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	120
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	120
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	120
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	120
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	120
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	120
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	120

③ 収益率の推移

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし／毎月決算型）

計算期間	収益率（％）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	▲8.4
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	▲1.1
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	1.1
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	▲0.3
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	12.0
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	▲4.8
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	8.9
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	4.2
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	▲2.1
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	▲5.3

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

計算期間	収益率（％）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	▲1.0
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	▲0.9
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	2.7
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	▲0.3
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	▲2.1
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	▲1.9
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	0.9
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	0.0
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	▲0.3
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	1.2

（注）収益率の算出方法：特定期間末の基準価額（当該特定期間における1万口当たり分配金の合計額を含む。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

- ①継続申込期間中の各営業日に、ファンドの募集が行われます。
- ②ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休場日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、ファンドの取得申込みの受付は行いません。海外の休業日、取得申込受付不可日に関しては販売会社（販売会社については⑤のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。
- ③ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- ④原則として各営業日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われる取得申込みは翌営業日の受付分とします。
- ⑤収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下のとおりです。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1万円以上	1円単位※
一般コース	1万口以上	1万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

- ⑥ファンドの取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額）とします。
- ⑦取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑧金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等

＜ご換金の請求＞

- ①受益者は、一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）により、換金することができます。
- ②ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、解約請求の受付は行いません。海外の休業日、解約請求受付不可日に関しては販売会社（販売会社については前記(1) 申込（販

売) 手続等 ⑤のお問い合わせ先にご照会ください。) にお問い合わせください。

③原則として各営業日の午後3時(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時)までに解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

④換金単位

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

⑤受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥換金価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑦解約請求制の手取額

換金(解約)手数料はありません。解約請求による1万口当たりの手取額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税(基準価額が個別元本*を上回った場合その超過額の10%)を差し引いた金額となります。詳しくは、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

※「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)をいいます。詳細は「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

⑧解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

⑨金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

⑩解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、受益権のご換金価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記⑥)の規定に準じて計算された価額とします。

⑪信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

なお、販売会社によっては買取請求による換金も可能な場合があります。換金に関する手続き、またはご換金価額等についてのご詳細は、販売会社(上記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手

続きには時間を要しますので、ご注意ください。

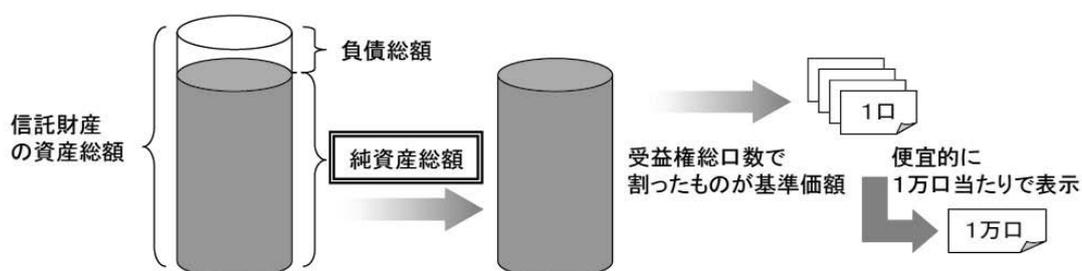
7 管理及び運営の概要

資産の評価 <基準価額の算定>

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。



<基準価額の算出頻度と公表>

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「6 手続等の概要 (1) 申込（販売）手続等」をご参照ください。また基準価額は原則として、計算された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄 [SGアセット] にて「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」は「倶楽部無」、「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」は「倶楽部有」の略称で掲載されます。）

なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託期間 各ファンドの信託期間は、原則として無期限※です。

※ただし信託期間中にこの信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

計算期間 原則として毎月6日から翌月5日まで※とします。

※ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

信託の終了（ファンドの繰上償還） (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が20億口を下回るようになったとき

B 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき

C やむを得ない事情が発生したとき

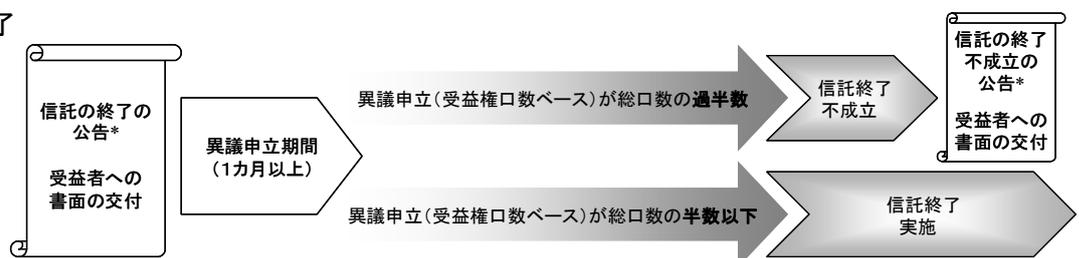
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（一月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**信託の終了
の手続き**



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

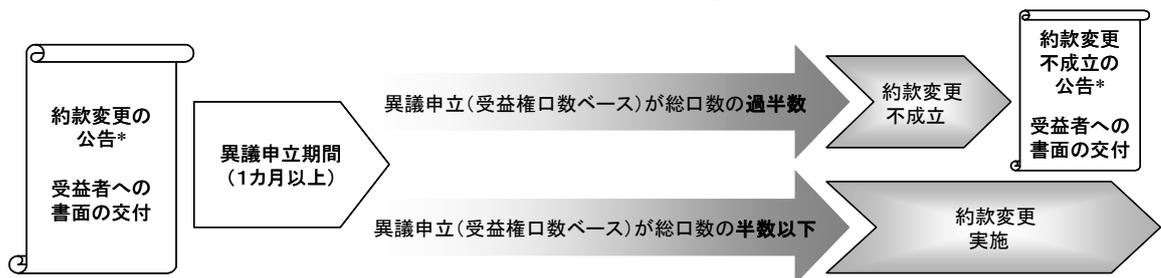
- A 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

BまたはCにおいて、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
- (d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続き>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- 運用報告書** 毎年5月および11月の計算期間末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。
- 公告** 日本経済新聞に掲載します。
- 開示** ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の計算期間の終了後3か月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、前期（平成19年5月8日から平成19年11月5日まで）については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、また、ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成19年5月8日から平成19年11月5日まで）及び当期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	前期 (平成19年11月 5日現在)	当期 (平成20年 5月 7日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		210,792,569	179,280,769
親投資信託受益証券		10,413,198,692	8,848,856,133
未収利息		2,310	1,964
流動資産合計		10,623,993,571	9,028,138,866
資産合計		10,623,993,571	9,028,138,866
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		41,783,412	38,446,600
未払解約金		8,049,205	6,179,099
未払受託者報酬		492,098	384,028
未払委託者報酬		11,810,361	9,216,686
その他未払費用		49,199	38,395
流動負債合計		62,184,275	54,264,808
負債合計		62,184,275	54,264,808
純資産の部			
元本等			
元本		11,938,117,967	10,984,743,066
剰余金			
期末欠損金		1,376,308,671	2,010,869,008
(分配準備積立金)		(443,846,480)	(374,762,496)
純資産合計		10,561,809,296	8,973,874,058
負債・純資産合計		10,623,993,571	9,028,138,866

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		370,591	352,057
有価証券売買等損益		△161,799,449	△487,342,559
営業収益合計		△161,428,858	△486,990,502
営業費用			
受託者報酬		3,119,990	2,513,003
委託者報酬		74,879,705	60,312,052
その他費用		311,939	251,242
営業費用合計		78,311,634	63,076,297
営業損失金額		239,740,492	550,066,799
経常損失金額		239,740,492	550,066,799
当期純損失金額		239,740,492	550,066,799
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		3,749,529	6,987,294
期首欠損金		1,131,950,381	1,376,308,671
欠損金減少額		267,388,536	155,260,798
当期一部解約に伴う欠損金減少額		267,388,536	155,260,798
欠損金増加額		4,657,552	9,140,258
当期追加信託に伴う欠損金増加額		4,657,552	9,140,258
分配金		271,098,311	237,601,372
期末欠損金		1,376,308,671	2,010,869,008

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	当 期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末が休日のため、平成19年5月8日から平成19年11月5日までとなっております。	当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成19年11月6日から平成20年5月7日までとなっております。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	前 期 (平成19年11月 5日現在)	当 期 (平成20年 5月 7日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		107,753,774	88,666,287
親投資信託受益証券		2,404,564,955	2,095,728,780
派生商品評価勘定		73,302,150	24,002,700
未収利息		1,180	971
流動資産合計		2,585,622,059	2,208,398,738
資産合計		2,585,622,059	2,208,398,738
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		523,600	1,615,500
未払収益分配金		5,904,213	5,042,331
未払解約金		5,385,673	8,798,431
未払受託者報酬		115,219	95,690
未払委託者報酬		2,765,259	2,296,624
その他未払費用		11,513	9,562
流動負債合計		14,705,477	17,858,138
負債合計		14,705,477	17,858,138
純資産の部			
元本等			
元本		2,952,106,761	2,521,165,711
剰余金			
期末欠損金		381,190,179	330,625,111
(分配準備積立金)		(197,942,409)	(183,117,590)
純資産合計		2,570,916,582	2,190,540,600
負債・純資産合計		2,585,622,059	2,208,398,738

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		347,301	286,221
有価証券売買等損益		△28,699,428	△107,536,175
為替差損益		28,733,250	150,838,000
その他収益		360,000	—
営業収益合計		741,123	43,588,046
営業費用			
受託者報酬		729,144	627,595
委託者報酬		17,499,405	15,062,252
その他費用		72,851	62,698
営業費用合計		18,301,400	15,752,545
営業利益金額又は営業損失金額 (△)		△17,560,277	27,835,501
経常利益金額又は経常損失金額 (△)		△17,560,277	27,835,501
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)		△17,560,277	27,835,501
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		2,795,862	1,453,596
期首欠損金		426,694,894	381,190,179
欠損金減少額		99,441,044	54,503,219
当期一部解約に伴う欠損金減少額		99,441,044	54,503,219
欠損金増加額		1,324,745	1,002,819
当期追加信託に伴う欠損金増加額		1,324,745	1,002,819
分配金		37,847,169	32,224,429
期末欠損金		381,190,179	330,625,111

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	当 期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の 対顧客先物相場の仲値で評価しており ます。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)外国為替予約取引 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の 計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の 計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末が休 日のため、平成19年5月8日から平成19 年11月5日までとなっております。	当ファンドの特定期間は当期末が休 日のため、平成19年11月6日から平成20 年5月7日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「**第三部 ファンドの詳細情報**」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下のとおりです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

りそな・米国政府機関証券ファンド
(為替ヘッジなし/毎月決算型) 約款

【運用の基本方針】

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてりそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の GNMA (ジニーメイ) パススルー証券を中心に運用します。

②実質外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③米国のGNMA (ジニーメイ) パススルー証券等に直接投資することもあります。

ただし、資金動向や投資環境等によっては、上記の方針に従った運用ができない場合があります。

【運用制限】

(1)株式への投資は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(4)投資信託証券(りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

【収益分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況等を勘案して決定します。

③留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行ないます。

りそな・米国政府機関証券ファンド
(為替ヘッジあり/毎月決算型) 約款

【運用の基本方針】

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてりそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の GNMA (ジニーメイ) パススルー証券を中心に運用します。

②実質外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③米国のGNMA (ジニーメイ) パススルー証券等に直接投資することもあります。

ただし、資金動向や投資環境等によっては、上記の方針に従った運用ができない場合があります。

【運用制限】

(1)株式への投資は、転換社債の転換、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(2)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3)同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(4)投資信託証券(りそな・米国政府機関証券マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

【収益分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況等を勘案して決定します。

③留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）約款

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラル アセット マネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）

第3条 委託者は、金83億4,233万8,739円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）

第3条 委託者は、金18億75万6,618円を受託者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（以下、両ファンド共通）

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結の日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項または第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第2条第8項に定める公衆により行われます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）

第7条 委託者は、第3条第1項に規定する信託によって生じた受益権については83億4,233万8,739口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第3条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）

第7条 委託者は、第3条第1項に規定する信託によって生じた受益権については18億75万6,618口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第3条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

（以下、両ファンド共通）

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における

計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社は、第10条の規定により発行された受益権を、その取得申込者に対して1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応ずるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を

行うことができます。

- ③ 前項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）にあたる場合には、受益権の取得の申込の受付は行ないません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別々に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振替の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類同の取引にかかる権利
 - (5) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
 - (6) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをい）、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(5)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権

二. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第16条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるりそな・米国政府機関証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得した株券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 8. コマーシャルペーパー
 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい）、有価証券に係るものに限りません。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コールローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの抵当証券
 - ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えるこ

となる投資の指図をしません。

- ④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第18条 委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、わが国の金融商品取引所（この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該銘柄の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図および範囲】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項において、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の

想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

【有価証券の借入れ】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品価格は信託財産中から支弁します。

【有価証券の空売りの指図範囲】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条の規定により借入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外

国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第30条 (削除)

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者

がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその都度別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎月6日から翌月5日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は平成15年6月27日から平成15年9月5日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託終了の日とします。

【信託財産に関する報告】

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査のための費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の監査のための費用は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分規則を定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図権限の委託を受けた者が受ける報酬を、マザーファンドの受益証券を投資対象とする各証券投資信託（この信託を含みます。）にかかる信託報酬のうち委託者が受ける報酬の中から支弁するものとし、その額、計算方法および支払期日についてはマザーファンドの信託契約において定めます。

【収益分配】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。ただし、第47条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みを中止することの申し出を受付けた場合においては、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受贈は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項を除きます）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託の一部解約】

第47条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権または指定販売会社に帰属する受益権については10口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行請求受付日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）にあたる場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行う

のと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となること確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

【信託契約の解約】

- 第48条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行います。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行います。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

【公告】

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 第44第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第18条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成15年6月27日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
りそな信託銀行株式会社



りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジなし／毎月決算型)
りそな・米国政府機関証券ファンド(為替ヘッジあり／毎月決算型)

【愛称】毎月倶楽部

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書
(請求目論見書)
2008年8月

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年8月7日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月8日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）」および「りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。
4. 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
5. ニューヨーク証券取引所の休業日または米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合は、ご購入の申込みおよびご換金の申込みの受付を行いませんのでご留意下さい。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年 8月 7日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型） りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 各5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	9
第 4	ファンドの経理状況	10
1	財務諸表	13
2	ファンドの現況	37
第 5	設定及び解約の実績	38

第1 ファンドの沿革

平成15年6月27日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) 継続申込期間中の各営業日に、ファンドの募集が行われます。
- (2) ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休場日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、ファンドの取得申込みの受付は行いません。海外の休業日、取得申込受付不可日に関しては販売会社（販売会社については(5)のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。
- (3) ファンドの取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- (4) 原則として各営業日の午後3時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）の半休日の場合は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。
- (5) 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下のとおりです。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1万円以上	1円単位*
一般コース	1万口以上	1万口単位

※取得申込総金額（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

- (6) ファンドの取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ただし、自動けいぞく投

資コースで収益分配金を再投資する場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額)とします。

(7) なお、取得申込時には、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとします。本書提出日現在、この申込手数料率の上限は 1.575% (税抜き 1.500%) となっております。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

(8) 金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

<ご換金の請求>

- (1) 受益者は、一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）により、換金することができます。
- (2) ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、解約請求の受付は行いません。海外の休業日、解約請求受付不可日に関しては販売会社（販売会社については前記「1 申込（販売）手続等（5）」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。
- (3) 原則として各営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 11 時）までに解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

(4) 換金単位

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

- (5) 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (6) 換金価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (7) 解約請求制の手取額
換金（解約）手数料はありません。解約請求による1万口当たりの手取額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が個別元本[※]を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。
- ※「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）をいいます。
- (8) 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- (9) 金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消す場合があります。
- (10) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、受益権のご換金価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(6)の規定に準じて計算された価額とします。
- (11) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。なお、販売会社によっては買取請求による換金も可能な場合があります。換金に関する手続き、またはご換金価額等についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

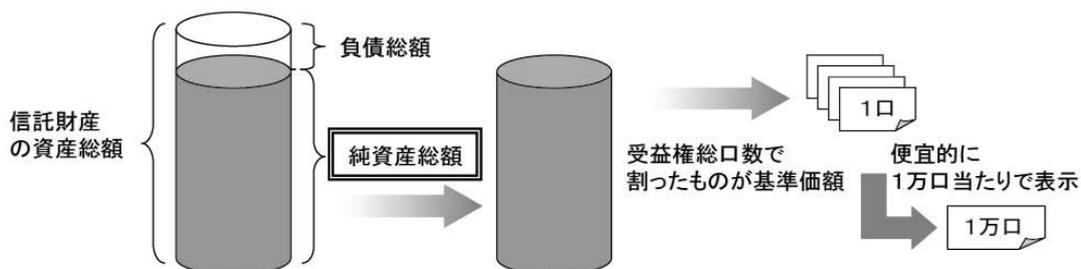
① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総

額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込 (販売) 手続等 (5)」をご参照ください。

また当日の基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄 [SGアセット] にて「りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型)」は「倶楽部無」、「りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジあり/毎月決算型)」は「倶楽部有」の略称で掲載されます。) なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

各ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他 ①

信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

(4) 計算期間

- ① 各ファンドの計算期間は、原則として毎月6日から翌月5日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

「為替ヘッジなし」「為替ヘッジあり」共通

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

(イ) 委託会社は、次のいずれかの場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が20億口を下回ることとなったとき

B 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき

C やむを得ない事情が発生したとき

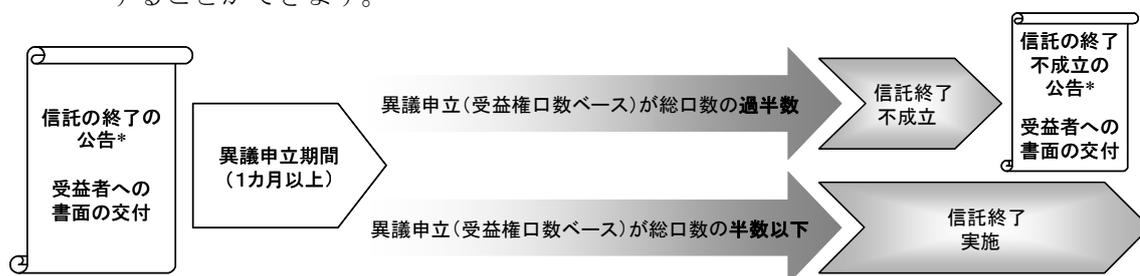
(ロ) これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ) この一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

(ホ) この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

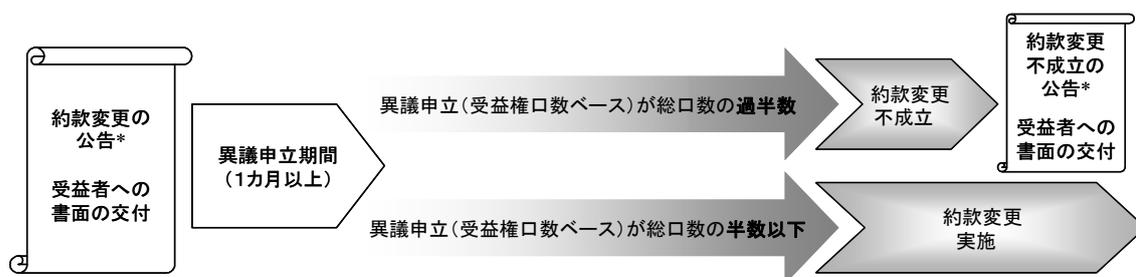


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (ト) 前記(ハ)から(ホ)は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (チ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約しファンドを終了させます。
- (リ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを終了させます。ただし、監督官庁が、このファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「② 信託約款の変更 (二)」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (ヌ) 後記「⑦ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ニ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「① 信託の終了(ファンドの繰上償還)」または「② 信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

④ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年5月および11月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社より送付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更新に関する手続き

(イ) 委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3カ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

(ロ) マザーファンドについて、委託会社が運用の指図権限の一部を委託するドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクと委託会社との間で締結された運用指図権限の委託契約の有効期間は、契約日よりマザーファンドの信託契約終了の日までとします。ただし、委託会社、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクのいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し3カ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、契約を解除することができます。

また、ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インクが法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

⑦ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁

判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記②「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑧ その他

(イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年5月および11月の決算日経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

(ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

- ① 受益権は、取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- ② 収益分配金に対する請求権
 - 1) 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者にお支払いを開始します。
 - 2) 「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。ただし、販売会社によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに収益分配金を受取ることを選択することもできます。
 - 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 換金請求権
 - 1) 受益者は、受益権を1万口単位（自動けいぞく投資コースは1口単位）で、解約請求により、ご換金することができます。
 - 2) 解約代金は、受益者の解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
- ④ 償還金に対する請求権
 - 1) 償還金は、原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益者にお支払いします。
 - 2) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、前期（平成19年5月8日から平成19年11月5日まで）については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成19年5月8日から平成19年11月5日まで）及び当期（平成19年11月6日から平成20年5月7日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月4日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英久一 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成19年5月8日から平成19年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成19年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年7月4日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成19年11月6日から平成20年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）の平成20年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成19年11月 5日現在)	当期 (平成20年 5月 7日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		210,792,569	179,280,769
親投資信託受益証券		10,413,198,692	8,848,856,133
未収利息		2,310	1,964
流動資産合計		10,623,993,571	9,028,138,866
資産合計		10,623,993,571	9,028,138,866
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		41,783,412	38,446,600
未払解約金		8,049,205	6,179,099
未払受託者報酬		492,098	384,028
未払委託者報酬		11,810,361	9,216,686
その他未払費用		49,199	38,395
流動負債合計		62,184,275	54,264,808
負債合計		62,184,275	54,264,808
純資産の部			
元本等			
元本		11,938,117,967	10,984,743,066
剰余金			
期末欠損金		1,376,308,671	2,010,869,008
(分配準備積立金)		(443,846,480)	(374,762,496)
純資産合計		10,561,809,296	8,973,874,058
負債・純資産合計		10,623,993,571	9,028,138,866

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		370,591	352,057
有価証券売買等損益		△161,799,449	△487,342,559
営業収益合計		△161,428,858	△486,990,502
営業費用			
受託者報酬		3,119,990	2,513,003
委託者報酬		74,879,705	60,312,052
その他費用		311,939	251,242
営業費用合計		78,311,634	63,076,297
営業損失金額		239,740,492	550,066,799
経常損失金額		239,740,492	550,066,799
当期純損失金額		239,740,492	550,066,799
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		3,749,529	6,987,294
期首欠損金		1,131,950,381	1,376,308,671
欠損金減少額		267,388,536	155,260,798
当期一部解約に伴う欠損金減少額		267,388,536	155,260,798
欠損金増加額		4,657,552	9,140,258
当期追加信託に伴う欠損金増加額		4,657,552	9,140,258
分配金		271,098,311	237,601,372
期末欠損金		1,376,308,671	2,010,869,008

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	前期	当期
		自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他		当ファンドの特定期間は前期末が休日の ため、平成19年5月8日から平成19年11月5日 までとなっております。	当ファンドの特定期間は当期末が休日の ため、平成19年11月6日から平成20年5月7日 までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 (平成19年11月 5日現在)	当期 (平成20年 5月 7日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	11,938,117,967口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 10,984,743,066口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	1,376,308,671円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,010,869,008円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額	0.8847円	1口当たり純資産額 0.8169円
(10,000口当たり純資産額)	8,847円)	(10,000口当たり純資産額 8,169円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	当期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日																																																												
分配金の計算過程 (自 平成19年 5月 8日 至 平成19年 6月 5日) 当該期末における分配対象金額 573,758,154円 (1万口当たり413円) のうち、48,617,888円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。	分配金の計算過程 (自 平成19年11月 6日 至 平成19年12月 5日) 当該期末における分配対象金額 474,526,669円 (1万口当たり404円) のうち、41,058,007円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>48,989,229 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>— 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,594,472 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>523,174,453 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E=A+B+C+D$</td> <td>573,758,154 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>13,890,825,271 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>$G=E/F \times 10,000$</td> <td>413 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I=F \times H / 10,000$</td> <td>48,617,888 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	48,989,229 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	1,594,472 円	分配準備積立金額	D	523,174,453 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	573,758,154 円	当ファンドの期末残存口数	F	13,890,825,271 口	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	413 円	1万口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	48,617,888 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>35,252,192 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>— 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>3,442,241 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>435,832,236 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E=A+B+C+D$</td> <td>474,526,669 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>11,730,859,287 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>$G=E/F \times 10,000$</td> <td>404 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I=F \times H / 10,000$</td> <td>41,058,007 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	35,252,192 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	3,442,241 円	分配準備積立金額	D	435,832,236 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	474,526,669 円	当ファンドの期末残存口数	F	11,730,859,287 口	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	404 円	1万口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	41,058,007 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	48,989,229 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																											
収益調整金額	C	1,594,472 円																																																											
分配準備積立金額	D	523,174,453 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	573,758,154 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	13,890,825,271 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	413 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	35 円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	48,617,888 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	35,252,192 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																											
収益調整金額	C	3,442,241 円																																																											
分配準備積立金額	D	435,832,236 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	474,526,669 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,730,859,287 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	404 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	35 円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	41,058,007 円																																																											
(自 平成19年 6月 6日 至 平成19年 7月 5日) 当該期末における分配対象金額 550,952,337円 (1万口当たり414円) のうち、46,549,922円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。	(自 平成19年12月 6日 至 平成20年 1月 7日) 当該期末における分配対象金額 463,432,300円 (1万口当たり402円) のうち、40,336,099円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>48,073,312 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>— 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>2,388,634 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>500,490,391 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E=A+B+C+D$</td> <td>550,952,337 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>13,299,977,884 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>$G=E/F \times 10,000$</td> <td>414 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I=F \times H / 10,000$</td> <td>46,549,922 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	48,073,312 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	2,388,634 円	分配準備積立金額	D	500,490,391 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	550,952,337 円	当ファンドの期末残存口数	F	13,299,977,884 口	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	414 円	1万口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	46,549,922 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>37,563,127 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>— 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>3,669,472 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>422,199,701 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>$E=A+B+C+D$</td> <td>463,432,300 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>11,524,599,915 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>$G=E/F \times 10,000$</td> <td>402 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>35 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I=F \times H / 10,000$</td> <td>40,336,099 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	37,563,127 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	3,669,472 円	分配準備積立金額	D	422,199,701 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	463,432,300 円	当ファンドの期末残存口数	F	11,524,599,915 口	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	402 円	1万口当たり分配金額	H	35 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	40,336,099 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	48,073,312 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																											
収益調整金額	C	2,388,634 円																																																											
分配準備積立金額	D	500,490,391 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	550,952,337 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	13,299,977,884 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	414 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	35 円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	46,549,922 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	37,563,127 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																											
収益調整金額	C	3,669,472 円																																																											
分配準備積立金額	D	422,199,701 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	463,432,300 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,524,599,915 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	402 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	35 円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	40,336,099 円																																																											

(自 平成19年 7月 6日 至 平成19年 8月 6日)

当該期末における分配対象金額 533,600,933円 (1万口当たり413円) のうち、45,159,925円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,242,999 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	2,554,446 円
分配準備積立金額	D	486,803,488 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	533,600,933 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,902,835,941 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	413 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	45,159,925 円

(自 平成19年 8月 7日 至 平成19年 9月 5日)

当該期末における分配対象金額 522,513,604円 (1万口当たり408円) のうち、44,718,202円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	38,831,613 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	2,793,693 円
分配準備積立金額	D	480,888,298 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	522,513,604 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,776,629,343 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	408 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	44,718,202 円

(自 平成20年 1月 8日 至 平成20年 2月 5日)

当該期末における分配対象金額 445,913,498円 (1万口当たり393円) のうち、39,676,376円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,702,574 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	4,075,638 円
分配準備積立金額	D	412,135,286 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	445,913,498 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,336,107,594 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	393 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	39,676,376 円

(自 平成20年 2月 6日 至 平成20年 3月 5日)

当該期末における分配対象金額 434,596,946円 (1万口当たり386円) のうち、39,326,807円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,925,605 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	4,224,318 円
分配準備積立金額	D	398,447,023 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	434,596,946 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,236,230,840 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	386 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	39,326,807 円

(自 平成19年 9月 6日 至 平成19年10月 5日)

当該期末における分配対象金額 521,545,668円 (1万口当たり412円) のうち、44,268,962円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	48,524,950 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	3,109,207 円
分配準備積立金額	D	469,911,511 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	521,545,668 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,648,275,038 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	412 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	44,268,962 円

(自 平成19年10月 6日 至 平成19年11月 5日)

当該期末における分配対象金額 488,792,289円 (1万口当たり409円) のうち、41,783,412円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	38,293,737 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	3,162,397 円
分配準備積立金額	D	447,336,155 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	488,792,289 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,938,117,967 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	409 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	41,783,412 円

(自 平成20年 3月 6日 至 平成20年 4月 7日)

当該期末における分配対象金額 421,168,593円 (1万口当たり380円) のうち、38,757,483円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,571,650 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	4,780,978 円
分配準備積立金額	D	384,815,965 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	421,168,593 円
当ファンドの期末残存口数	F	11,073,566,785 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	380 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	38,757,483 円

(自 平成20年 4月 8日 至 平成20年 5月 7日)

当該期末における分配対象金額 418,128,598円 (1万口当たり380円) のうち、38,446,600円 (1万口当たり35円) を分配金額としております。

項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	38,772,247 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	4,919,502 円
分配準備積立金額	D	374,436,849 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	418,128,598 円
当ファンドの期末残存口数	F	10,984,743,066 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	380 円
1万口当たり分配金額	H	35 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	38,446,600 円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期 (自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日		当期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	
期首元本額	15,031,618,997円	期首元本額	11,938,117,967円
期中追加設定元本額	53,077,564円	期中追加設定元本額	53,975,360円
期中一部解約元本額	3,146,578,594円	期中一部解約元本額	1,007,350,261円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日		当期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	10,413,198,692	△40,953,850	8,848,856,133	196,587,090
合 計	10,413,198,692	△40,953,850	8,848,856,133	196,587,090

3. デリバティブ取引関係

前期 (自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年5月7日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	りそな・米国政府機関証券マザーファンド	8,123,433,520	8,848,856,133	
小計	銘柄数：1		8,848,856,133	
	組入時価比率：98.6%		100%	
合計			8,848,856,133	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年1月4日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守 理智 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 久一 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成19年5月8日から平成19年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成19年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年7月4日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成19年11月6日から平成20年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成20年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・米国政府機関証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成19年11月 5日現在)	当期 (平成20年 5月 7日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		107,753,774	88,666,287
親投資信託受益証券		2,404,564,955	2,095,728,780
派生商品評価勘定		73,302,150	24,002,700
未収利息		1,180	971
流動資産合計		2,585,622,059	2,208,398,738
資産合計		2,585,622,059	2,208,398,738
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		523,600	1,615,500
未払収益分配金		5,904,213	5,042,331
未払解約金		5,385,673	8,798,431
未払受託者報酬		115,219	95,690
未払委託者報酬		2,765,259	2,296,624
その他未払費用		11,513	9,562
流動負債合計		14,705,477	17,858,138
負債合計		14,705,477	17,858,138
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		2,952,106,761	2,521,165,711
剰余金			
期末欠損金		381,190,179	330,625,111
(分配準備積立金)		(197,942,409)	(183,117,590)
純資産合計		2,570,916,582	2,190,540,600
負債・純資産合計		2,585,622,059	2,208,398,738

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		347,301	286,221
有価証券売買等損益		△28,699,428	△107,536,175
為替差損益		28,733,250	150,838,000
その他収益		360,000	—
営業収益合計		741,123	43,588,046
営業費用			
受託者報酬		729,144	627,595
委託者報酬		17,499,405	15,062,252
その他費用		72,851	62,698
営業費用合計		18,301,400	15,752,545
営業利益金額又は営業損失金額 (△)		△17,560,277	27,835,501
経常利益金額又は経常損失金額 (△)		△17,560,277	27,835,501
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)		△17,560,277	27,835,501
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		2,795,862	1,453,596
期首欠損金		426,694,894	381,190,179
欠損金減少額		99,441,044	54,503,219
当期一部解約に伴う欠損金減少額		99,441,044	54,503,219
欠損金増加額		1,324,745	1,002,819
当期追加信託に伴う欠損金増加額		1,324,745	1,002,819
分配金		37,847,169	32,224,429
期末欠損金		381,190,179	330,625,111

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期	当 期
	自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) 外国為替予約取引 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末が休日のため、平成19年5月8日から平成19年11月5日までとなっております。	当ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成19年11月6日から平成20年5月7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前 期 (平成19年11月 5日現在)	当 期 (平成20年 5月 7日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,952,106,761口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,521,165,711口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 381,190,179円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 330,625,111円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8709円 (10,000口当たり純資産額 8,709円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8689円 (10,000口当たり純資産額 8,689円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	当期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日																																																												
分配金の計算過程 (自 平成19年 5月 8日 至 平成19年 6月 5日) 当該期末における分配対象金額 278,955,970円 (1万口当たり773円) のうち、7,213,014円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。	分配金の計算過程 (自 平成19年11月 6日 至 平成19年12月 5日) 当該期末における分配対象金額 246,637,420円 (1万口当たり844円) のうち、5,844,289円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>11,191,026 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>50,303,885 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>217,461,059 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$E=A+B+C+D$</td><td>278,955,970 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,606,507,101 口</td></tr> <tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>$G=E/F \times 10,000$</td><td>773 円</td></tr> <tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>$I=F \times H / 10,000$</td><td>7,213,014 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	11,191,026 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	50,303,885 円	分配準備積立金額	D	217,461,059 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	278,955,970 円	当ファンドの期末残存口数	F	3,606,507,101 口	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	773 円	1万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,213,014 円	<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,425,236 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>41,367,431 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>195,844,753 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$E=A+B+C+D$</td><td>246,637,420 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,922,144,959 口</td></tr> <tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>$G=E/F \times 10,000$</td><td>844 円</td></tr> <tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>$I=F \times H / 10,000$</td><td>5,844,289 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,425,236 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	41,367,431 円	分配準備積立金額	D	195,844,753 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	246,637,420 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,922,144,959 口	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	844 円	1万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	5,844,289 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	11,191,026 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																											
収益調整金額	C	50,303,885 円																																																											
分配準備積立金額	D	217,461,059 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	278,955,970 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,606,507,101 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	773 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	7,213,014 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	9,425,236 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																											
収益調整金額	C	41,367,431 円																																																											
分配準備積立金額	D	195,844,753 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	246,637,420 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,922,144,959 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	844 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	5,844,289 円																																																											
(自 平成19年 6月 6日 至 平成19年 7月 5日) 当該期末における分配対象金額 254,427,377円 (1万口当たり785円) のうち、6,474,005円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。	(自 平成19年12月 6日 至 平成20年 1月 7日) 当該期末における分配対象金額 238,028,969円 (1万口当たり852円) のうち、5,584,314円 (1万口当たり20円) を分配金額としております。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>10,521,686 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>45,248,656 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>198,657,035 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$E=A+B+C+D$</td><td>254,427,377 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,237,002,623 口</td></tr> <tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>$G=E/F \times 10,000$</td><td>785 円</td></tr> <tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>$I=F \times H / 10,000$</td><td>6,474,005 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,521,686 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	45,248,656 円	分配準備積立金額	D	198,657,035 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	254,427,377 円	当ファンドの期末残存口数	F	3,237,002,623 口	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	785 円	1万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	6,474,005 円	<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,942,451 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>39,652,988 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>190,433,530 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$E=A+B+C+D$</td><td>238,028,969 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>2,792,157,349 口</td></tr> <tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>$G=E/F \times 10,000$</td><td>852 円</td></tr> <tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>20 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>$I=F \times H / 10,000$</td><td>5,584,314 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,942,451 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	39,652,988 円	分配準備積立金額	D	190,433,530 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	238,028,969 円	当ファンドの期末残存口数	F	2,792,157,349 口	1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	852 円	1万口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	5,584,314 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	10,521,686 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																											
収益調整金額	C	45,248,656 円																																																											
分配準備積立金額	D	198,657,035 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	254,427,377 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,237,002,623 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	785 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	6,474,005 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,942,451 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																											
収益調整金額	C	39,652,988 円																																																											
分配準備積立金額	D	190,433,530 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	238,028,969 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	2,792,157,349 口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	852 円																																																											
1万口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	5,584,314 円																																																											

(自 平成19年 7月 6日 至 平成19年 8月 6日)

当該期末における分配対象金額 247,969,862円 (1万口当たり801円)のうち、6,191,445円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,829,466円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	43,449,756円
分配準備積立金額	D	193,690,640円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	247,969,862円
当ファンドの期末残存口数	F	3,095,722,653口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	801円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	6,191,445円

(自 平成19年 8月 7日 至 平成19年 9月 5日)

当該期末における分配対象金額 244,596,664円 (1万口当たり807円)のうち、6,057,297円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,052,833円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	42,595,589円
分配準備積立金額	D	193,948,242円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	244,596,664円
当ファンドの期末残存口数	F	3,028,648,662口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	807円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	6,057,297円

(自 平成20年 1月 8日 至 平成20年 2月 5日)

当該期末における分配対象金額 234,700,812円 (1万口当たり858円)のうち、5,466,037円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,175,286円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	38,913,941円
分配準備積立金額	D	188,611,585円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	234,700,812円
当ファンドの期末残存口数	F	2,733,018,551口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	858円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	5,466,037円

(自 平成20年 2月 6日 至 平成20年 3月 5日)

当該期末における分配対象金額 224,324,450円 (1万口当たり866円)のうち、5,175,354円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,276,629円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	36,935,343円
分配準備積立金額	D	180,112,478円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	224,324,450円
当ファンドの期末残存口数	F	2,587,677,430口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	866円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	5,175,354円

(自 平成19年 9月 6日 至 平成19年10月 5日)

当該期末における分配対象金額 245,658,288円 (1万口当たり817円)のうち、6,007,195円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,088,227円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	42,333,607円
分配準備積立金額	D	194,236,454円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	245,658,288円
当ファンドの期末残存口数	F	3,003,597,585口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	817円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	6,007,195円

(自 平成19年10月 6日 至 平成19年11月 5日)

当該期末における分配対象金額 245,544,677円 (1万口当たり831円)のうち、5,904,213円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,997,582円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	41,698,055円
分配準備積立金額	D	193,849,040円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	245,544,677円
当ファンドの期末残存口数	F	2,952,106,761口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	831円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	5,904,213円

(自 平成20年 3月 6日 至 平成20年 4月 7日)

当該期末における分配対象金額 225,148,373円 (1万口当たり880円)のうち、5,112,104円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,674,642円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	36,559,276円
分配準備積立金額	D	179,914,455円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	225,148,373円
当ファンドの期末残存口数	F	2,556,052,127口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	880円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	5,112,104円

(自 平成20年 4月 8日 至 平成20年 5月 7日)

当該期末における分配対象金額 224,294,486円 (1万口当たり889円)のうち、5,042,331円 (1万口当たり20円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,258,554円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	36,134,565円
分配準備積立金額	D	180,901,367円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	224,294,486円
当ファンドの期末残存口数	F	2,521,165,711口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	889円
1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	5,042,331円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期 (自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	前期 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	当期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
期首元本額	3,714,833,892円	2,952,106,761円
期中追加設定元本額	10,114,874円	7,961,059円
期中一部解約元本額	772,842,005円	438,902,109円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前期 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日		当期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日	
種 類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,404,564,955	△9,456,863	2,095,728,780	46,558,925
合 計	2,404,564,955	△9,456,863	2,095,728,780	46,558,925

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前期 自 平成19年 5月 8日 至 平成19年11月 5日	当期 自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
<p>1. 取引の内容</p> <p>当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約であります。</p> <p>2. 取引に対する取り組み方針と利用目的</p> <p>当ファンドは、外貨建て有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買のために、その受渡までが数日間の為替予約取引を利用しております。当ファンドでは、投機を目的とする為替予約取引は行わない方針です。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容</p> <p>為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。</p> <p>4. 取引に係るリスクの管理体制</p> <p>当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、トレーディング部が運用担当者の指図のもと行っています。また、取引の相手先については、当社のクレジット委員会によって承認された金融機関のみとなっています。取引についても、信託約款に定められた適切な水準を保っているか等を運用部門から独立した運用審査部がモニターし、異常な水準に達しそうな場合、または達した場合は、注意・警告を発し、適切な対応を促すとともに重要な案件については当社のリスク・コンプライアンス委員会で報告されます。</p>	<p>1. 取引の内容</p> <p>同左</p> <p>2. 取引に対する取り組み方針と利用目的</p> <p>同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容</p> <p>同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの管理体制</p> <p>同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	前 期 (平成19年11月 5日現在)			
		契 約 額 等(円)	時 価(円)	評価損益(円)	
					うち1年超
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,444,867,550	-	2,372,089,000	72,778,550
合 計		2,444,867,550	-	2,372,089,000	72,778,550

区 分	種 類	当 期 (平成20年 5月 7日現在)			
		契 約 額 等(円)	時 価(円)	評価損益(円)	
					うち1年超
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,120,679,700	-	2,098,292,500	22,387,200
合 計		2,120,679,700	-	2,098,292,500	22,387,200

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しています。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しています。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しています。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年5月7日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	りそな・米国政府機関証券マザーファンド	1,923,922,501	2,095,728,780	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：95.7%		2,095,728,780 100%	
合計			2,095,728,780	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

参考

りそな・米国政府機関証券マザーファンド

当ファンドは「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

- 1 「りそな・米国政府機関証券マザーファンド」の状況
以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成20年5月7日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
預金		△4,410,596
コール・ローン		5,550,155
特殊債券		10,869,451,523
未収入金		13,014,244
未収利息		60,515,700
前払費用		643,687
差入委託証拠金		11,798
流動資産合計		10,944,776,511
資産合計		10,944,776,511
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		—
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		10,047,356,021
剰余金		
剰余金		897,420,490
純資産合計		10,944,776,511
負債・純資産合計		10,944,776,511

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 平成19年11月 6日 至 平成20年 5月 7日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成20年5月7日現在)	
1. 期首	平成19年11月6日
期首元本額	11,202,380,395円
期首より平成20年5月7日までの期中追加設定元本額	118,160,335円
期首より平成20年5月7日までの期中一部解約元本額	1,273,184,709円
期末元本額	10,047,356,021円
期末元本額の内訳※	
りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型)	8,123,433,520円
りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジあり/毎月決算型)	1,923,922,501円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0893円
(10,000口当たり純資産額)	10,893円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年5月7日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	米ドル	GINNIE MAE 1 POOL 362359	22,282.95	23,226.49	
		GINNIE MAE 1 POOL 503947	107,996.19	114,851.42	
		GINNIE MAE 1 POOL 550718	1,581,867.15	1,565,863.08	
		GINNIE MAE 1 POOL 550727	875,104.07	866,250.46	
		GINNIE MAE 1 POOL 553233	2,099,371.03	2,169,896.88	
		GINNIE MAE 1 POOL 569893	837,924.52	875,409.82	
		GINNIE MAE 1 POOL 573787	235,812.59	250,044.25	
		GINNIE MAE 1 POOL 595646	1,302,664.12	1,321,644.45	
		GINNIE MAE 1 POOL 595781	740,228.90	762,782.78	
		GINNIE MAE 1 POOL 603388	292,884.30	310,377.28	
		GINNIE MAE 1 POOL 604622	3,791,368.47	3,762,488.85	
		GINNIE MAE 1 POOL 604639	2,015,659.76	2,000,306.07	
		GINNIE MAE 1 POOL 604650	2,048,504.48	2,032,900.61	
		GINNIE MAE 1 POOL 605690	1,397,508.76	1,417,434.30	
		GINNIE MAE 1 POOL 605694	418,364.05	431,634.05	
		GINNIE MAE 1 POOL 606802	11,297.85	11,986.75	
		GINNIE MAE 1 POOL 608279	1,978,628.85	1,963,557.23	
		GINNIE MAE 1 POOL 611883	77,900.38	83,119.09	
		GINNIE MAE 1 POOL 616593	2,644,976.66	2,728,872.14	
		GINNIE MAE 1 POOL 617611	1,164,659.74	1,197,961.78	
		GINNIE MAE 1 POOL 617705	546,306.20	561,927.17	
		GINNIE MAE 1 POOL 618546	211,001.88	224,609.85	
		GINNIE MAE 1 POOL 621721	3,735,636.36	3,861,130.58	
		GINNIE MAE 1 POOL 622644	1,703,242.46	1,760,460.84	
		GINNIE MAE 1 POOL 623142	424,092.69	448,892.18	
		GINNIE MAE 1 POOL 631131	2,608,127.85	2,690,854.53	
		GINNIE MAE 1 POOL 635334	1,938,528.43	1,998,804.64	
		GINNIE MAE 1 POOL 664543	1,695,454.38	1,763,603.67	
		GINNIE MAE 1 POOL 665954	548,432.12	564,113.87	
		GINNIE MAE 1 POOL 666045	1,098,942.39	1,130,365.32	
		GINNIE MAE 1 POOL 676462	1,044,151.83	1,074,008.09	
		GINNIE MAE 1 POOL 685832	750,000.00	759,404.32	
		GINNIE MAE 1 POOL 781006	405,077.74	430,790.69	
		GINNIE MAE 1 POOL 781569	2,140,073.28	2,270,567.67	
		GINNIE MAE 1 POOL 781778	1,932,066.52	1,917,349.58	
		GINNIE MAE 2 POOL 2535	287,151.29	305,737.61	
		GINNIE MAE 2 POOL 3028	148,235.12	160,041.88	
		GINNIE MAE 2 POOL 3081	220,108.43	233,805.02	
		GINNIE MAE 2 POOL 3402	1,280,357.52	1,267,003.77	
		GINNIE MAE 2 POOL 3414	2,283,564.44	2,259,747.54	
		GINNIE MAE 2 POOL 3428	237,922.36	235,440.90	
		GINNIE MAE 2 POOL 3501	2,056,235.64	2,120,573.40	
		GINNIE MAE 2 POOL 3502	2,366,624.58	2,472,845.31	
		GINNIE MAE 2 POOL 3515	1,446,545.64	1,464,627.31	
		GINNIE MAE 2 POOL 3556	7,546,024.64	7,640,349.19	
		GINNIE MAE 2 POOL 3557	159,915.01	164,918.60	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		GINNIE MAE 2 POOL 3569	7,631,352.92	7,726,744.06	
		GINNIE MAE 2 POOL 3583	3,322,638.90	3,364,171.55	
		GINNIE MAE 2 POOL 3586	828,771.48	865,969.06	
		GINNIE MAE 2 POOL 3610	1,918,507.25	1,942,488.39	
		GINNIE MAE 2 POOL 3625	6,677,136.46	6,886,058.05	
		GINNIE MAE 2 POOL 3637	5,310,690.03	5,372,924.41	
		GINNIE MAE 2 POOL 3652	3,154,306.81	3,191,271.18	
		GINNIE MAE 2 POOL 3653	1,812,315.52	1,867,888.54	
		GINNIE MAE 2 POOL 3665	2,302,208.78	2,329,187.67	
		GINNIE MAE 2 POOL 3891	2,408,503.74	2,506,066.92	
		GINNIE MAE 2 POOL 3986	724,194.40	744,590.68	
		GINNIE MAE 2 POOL 4029	689,350.96	717,275.05	
		GINNIE MAE 2 POOL 616552	2,354,038.00	2,459,693.81	
	小計	銘柄数：59	101,592,838.87	103,646,910.68	
		組入時価比率：99.3%	100%	(10,869,451,523)	
	合計			10,869,451,523	
				(10,869,451,523)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建保有価証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(平成20年6月末日)

りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジなし/毎月決算型)

I 資産総額	8,719,784,872 円
II 負債総額	11,765,584 円
III 純資産総額 (I - II)	8,708,019,288 円
IV 発行済数量	10,650,551,689 口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	8,176 円

りそな・米国政府機関証券ファンド (為替ヘッジあり/毎月決算型)

I 資産総額	2,096,934,275 円
II 負債総額	15,663,322 円
III 純資産総額 (I - II)	2,081,270,953 円
IV 発行済数量	2,427,930,238 口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	8,572 円

(参考) りそな・米国政府機関証券マザーファンドの現況

純資産額計算書

(平成20年6月末日)

I 資産総額	10,641,089,204 円
II 負債総額	142,124,573 円
III 純資産総額 (I - II)	10,498,964,631 円
IV 発行済数量	9,567,246,142 口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV)	10,974 円

第5 設定及び解約の実績

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジなし／毎月決算型）

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	13,971,853,178	227,559,921
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	12,191,213,706	946,338,214
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	6,300,626,509	2,533,962,454
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	12,288,384,215	1,500,512,863
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	1,974,318,395	9,327,371,875
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	455,842,348	14,033,298,180
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	410,568,480	6,023,169,008
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	50,801,591	6,018,712,844
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	53,077,564	3,146,578,594
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	53,975,360	1,007,350,261

（注1） 本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2） 第1特定期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

りそな・米国政府機関証券ファンド（ヘッジあり／毎月決算型）

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（平成15年6月27日～平成15年11月5日）	2,642,052,333	93,605,807
第2特定期間（平成15年11月6日～平成16年5月6日）	9,095,726,552	2,103,422,196
第3特定期間（平成16年5月7日～平成16年11月5日）	1,385,988,590	2,277,380,110
第4特定期間（平成16年11月6日～平成17年5月6日）	318,938,220	989,344,016
第5特定期間（平成17年5月7日～平成17年11月7日）	560,537,942	1,731,888,561
第6特定期間（平成17年11月8日～平成18年5月8日）	28,021,963	2,890,995,817
第7特定期間（平成18年5月9日～平成18年11月6日）	13,964,723	1,156,593,473
第8特定期間（平成18年11月7日～平成19年5月7日）	8,677,083	896,600,152
第9特定期間（平成19年5月8日～平成19年11月5日）	10,114,874	772,842,005
第10特定期間（平成19年11月6日～平成20年5月7日）	7,961,059	438,902,109

（注1） 本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2） 第1特定期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。



